

《未着手都市計画道路の見直し》

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 第 1号議案 | 名古屋都市計画用途地域の変更(名古屋市決定) |
| 第 2号議案 | 名古屋都市計画特別用途地区の変更(名古屋市決定) |
| 第 3号議案 | 名古屋都市計画高度地区の変更(名古屋市決定) |
| 第 4号議案 | 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更(名古屋市決定) |
| 第 5号議案 | 名古屋都市計画風致地区の変更(名古屋市決定) |
| 第 6号議案 | 名古屋都市計画道路の変更(名古屋市決定) |
| 第 7号議案 | 名古屋都市計画公園の変更(名古屋市決定) |

未着手都市計画道路の整備について(H29.3策定)

未着手都市計画道路

の整備について

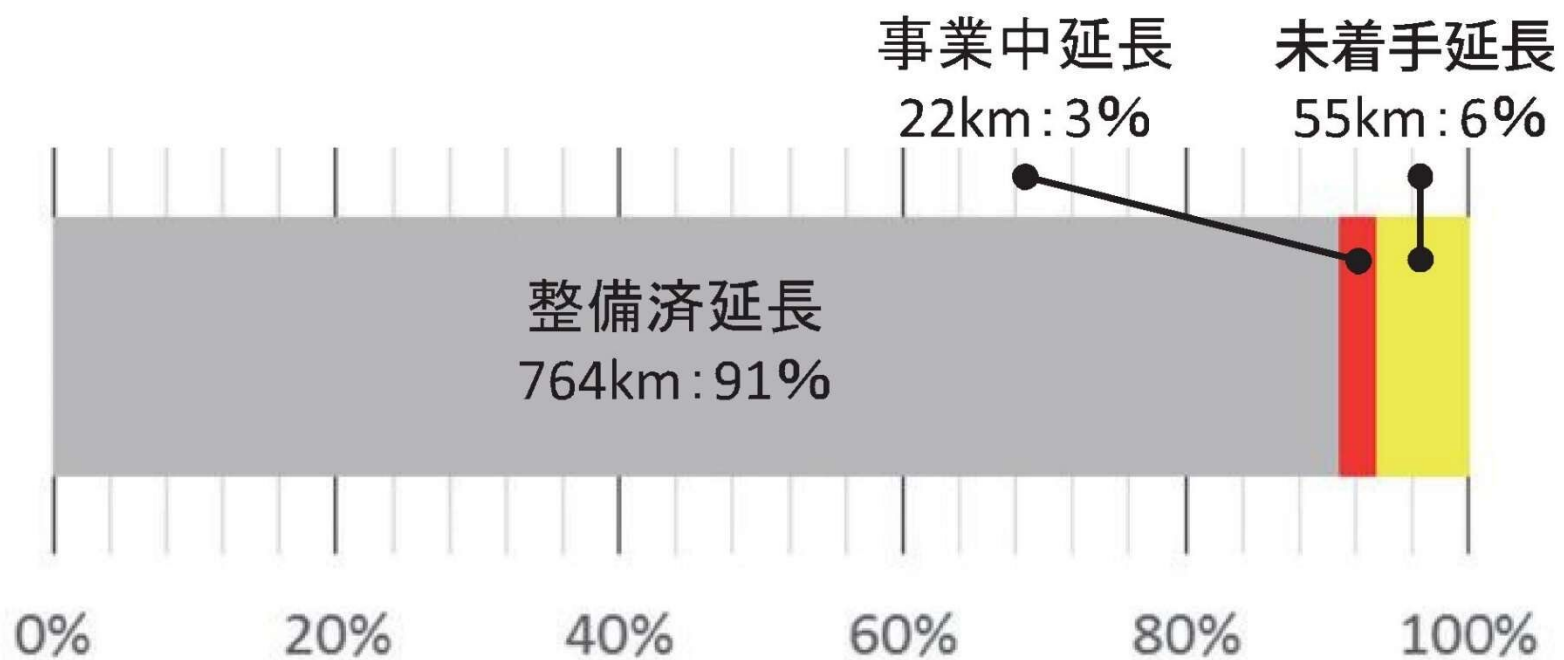
(第2次整備プログラム)



平成29年3月
名古屋市

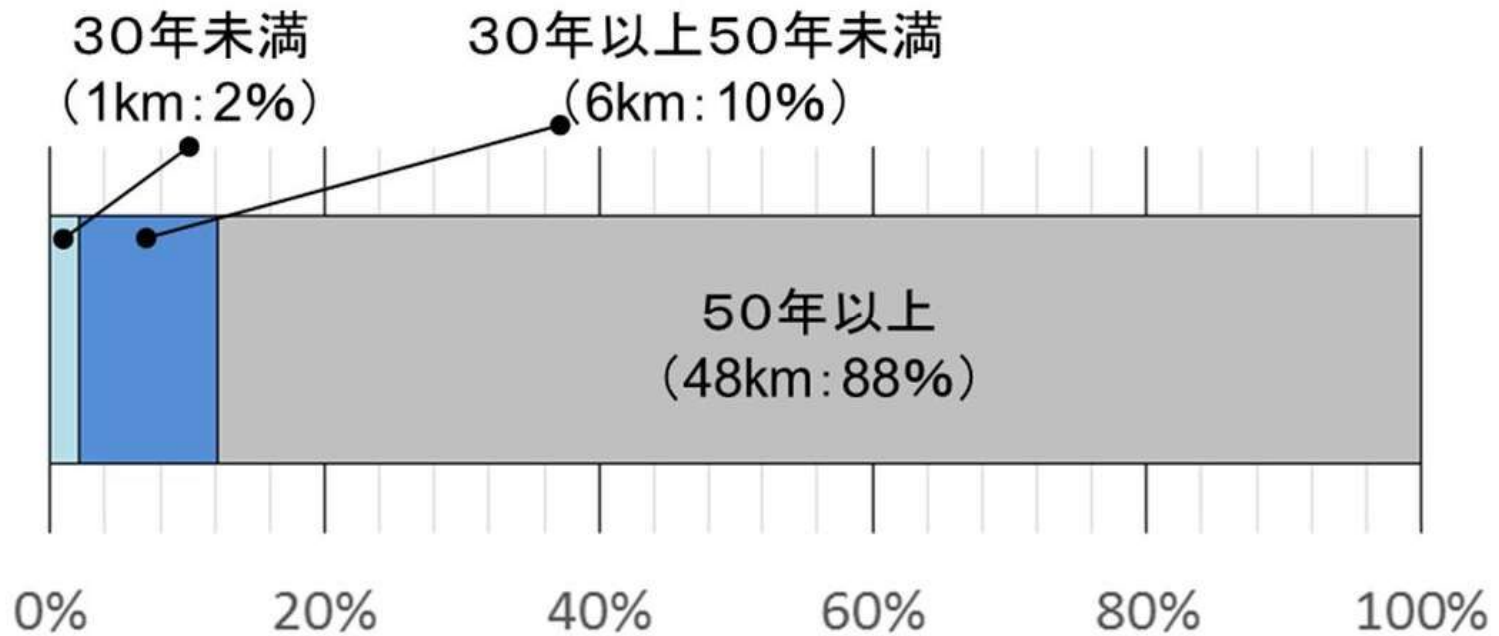
概要版

＜都市計画道路の整備状況＞

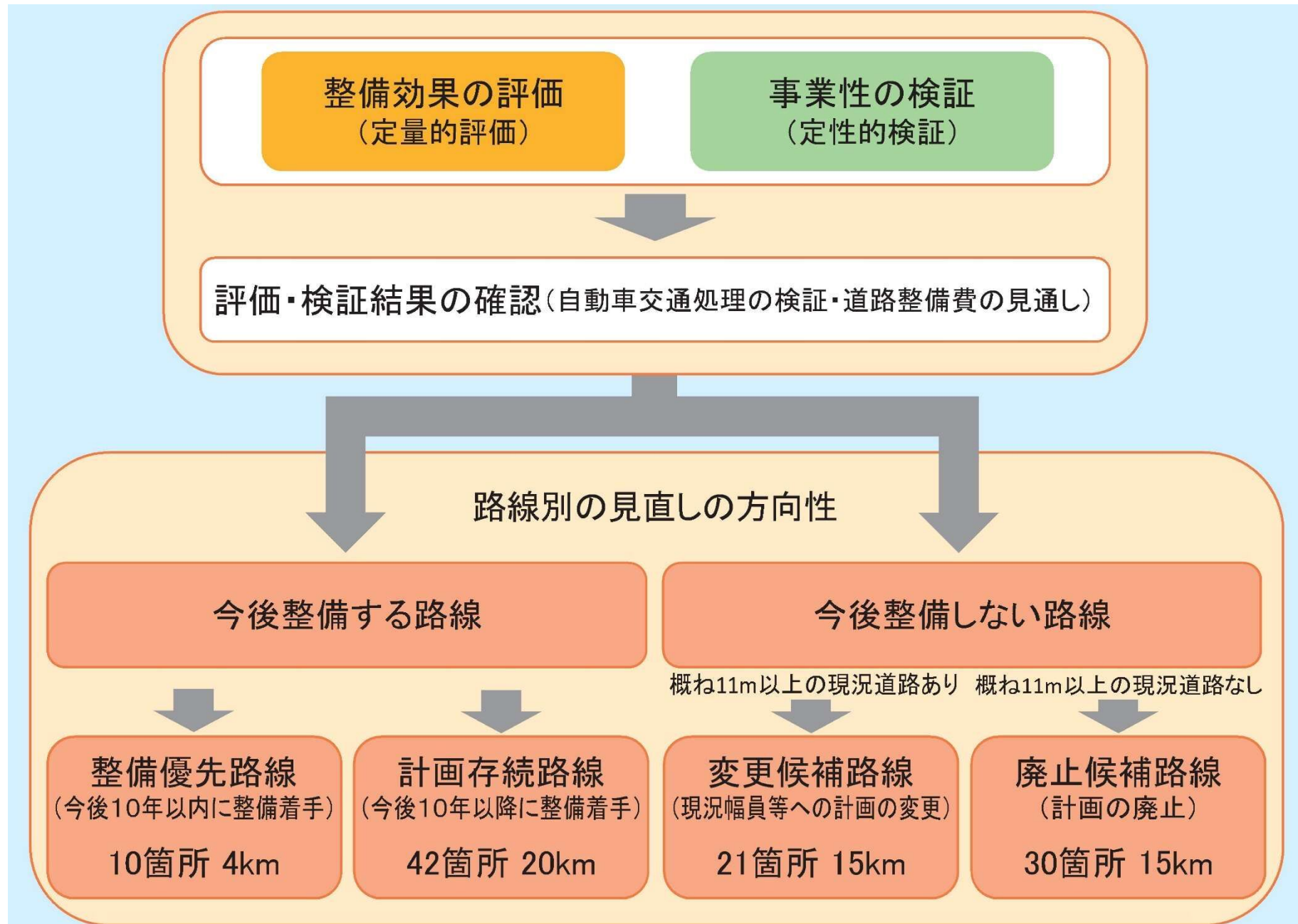


（平成28年3月31日時点）

＜未着手都市計画道路の計画決定経過年数別の割合＞



（平成28年3月31日時点）



名古屋市都市計画図(施設計画)

MAP OF NAGOYA CITY PLANNING (for city-planning-designated facilities)

総括図



(1) 現況幅員等への変更を行う路線 (名古屋市決定)		
路線名	変更内容	概要
①3-5-18 日置中野新町線	区域の変更	延長約830mの区間において、一部区域を削除する 幅員15m→14.54m
②3-5-79 弥富相生山線	区域の変更	延長約650mの区間において、一部区域を削除する 幅員15m→11.82m
③3-4-149 秋竹線	区域の変更	延長約60mの区間において、一部区域を削除する 幅員20m→16.35m
④3-5-154 下之一色篠原線	名称の変更 区域の変更 幅員の変更	延長約3,060mの区間において、一部区域を削除 及び名称の変更 幅員20m→14.54m
⑤3-5-155 雁道線	区域の変更	延長約440mの区間において、一部区域を削除する 幅員15m→10.91m
⑥3-5-156 豆田町線	区域の変更 車線数の変更 位置の変更	延長約1,780mの区間において、一部区域を追加、 削除及び起点、終点の住所変更 ・瑞穂区北原町1丁目から同区瑞穂通2丁目までの 区間(延長約660m) 車線数4車線→2車線、幅員30m→14.55m ・瑞穂区田辺通2丁目から同区弥富町字々岡までの 区間(延長約1,120m) 幅員14.54m→10.92m

(2) 計画の廃止を行う路線 (名古屋市決定)		
路線名	変更内容	概要
①3-5-33 深井岩井橋線	終点の変更	延長約2,040mの区間を廃止する
②3-5-44 新堀川西線	終点の変更	延長約1,600mの区間を廃止する
③3-5-45 光音寺内田橋線	終点の変更	延長約1,860mの区間を廃止する
④3-5-46 浮島線	起点の変更	延長約1,200mの区間を廃止する
⑤3-5-60 高田町線	終点の変更	延長約420mの区間を廃止する
⑥3-5-62 弦月宝生線	終点の変更	延長約470mの区間を廃止する
⑦3-4-143 小栗橋線	起点の変更	延長約430mの区間を廃止する
⑧3-5-148 横井町五月通線	終点の変更	延長約950mの区間を廃止する

(3) 計画の廃止及び現況幅員等への変更を行う路線 (名古屋市決定)		
路線名	変更内容	概要
①3-5-43 道徳北柴田線	終点の変更 幅員の変更	延長約2,980mの区間を廃止する 幅員15m→14.54m
②3-5-211 柴田線	路線の追加	3-5-43号道徳北柴田線の変更(一部区間の廃止による 路線分割)に伴う路線の追加 延長約2,200m、幅員14.54m

(4) (1)～(3)に伴う変更を行う路線 (名古屋市決定)		
路線名	変更内容	概要
①3-4-185 豊門豊郷線	起点の変更	3-5-45号光音寺内田橋線の変更に伴う起点の変更 (3-5-45号光音寺内田橋線の一部区間を編入) 延長約350m→約620m(約270m延伸)
②3-5-210 堀川西線	路線の追加	3-5-33号深井岩井橋線の変更(一部区間の廃止による 路線分割)に伴う路線の追加 延長約920m、幅員15m
③3-1-20 伏見町線	構造事項変更	3-5-44号新堀川西線の廃止に伴う立体交差箇所数 の変更 幹線街路と立体交差5箇所→ 幹線街路と立体交差4箇所
④3-2-42 大津町線	構造事項変更	3-5-44号新堀川西線の廃止に伴う平面交差箇所数 の変更 幹線街路と平面交差24箇所→ 幹線街路と平面交差23箇所
⑤3-1-122 桜通線	構造事項変更	3-5-33号深井岩井橋線の廃止に伴う平面交差箇所数 の変更 幹線街路と平面交差17箇所→ 幹線街路と平面交差16箇所
⑥3-2-132 岩井町線	構造事項変更	3-4-143号小栗橋線の廃止に伴う平面交差箇所数 の変更 幹線街路と平面交差15箇所→ 幹線街路と平面交差14箇所
⑦3-2-158 昭和橋線	構造事項変更 位置の変更	3-5-44号新堀川西線及び3-5-45号光音寺内田橋線の 廃止等に伴う立体交差箇所数、起点及び主な経過地の 住所変更 幹線街路と立体交差3箇所→ 幹線街路と立体交差1箇所
⑧3-5-160 豊田新屋敷線	構造事項変更	3-5-46号浮島線の廃止に伴う平面交差箇所数の変更 幹線街路と平面交差9箇所→ 幹線街路と平面交差8箇所

凡 例		
	起 終 点 又 は 区 域 の 変 更	
	路 線 の 追 加	
	構 造 事 項 等 変 更	

施設計画図について		
1. 施設計画図の目的	2. 施設計画図の範囲	3. 施設計画図の作成
4. 施設計画図の更新	5. 施設計画図の公表	6. 施設計画図の利用

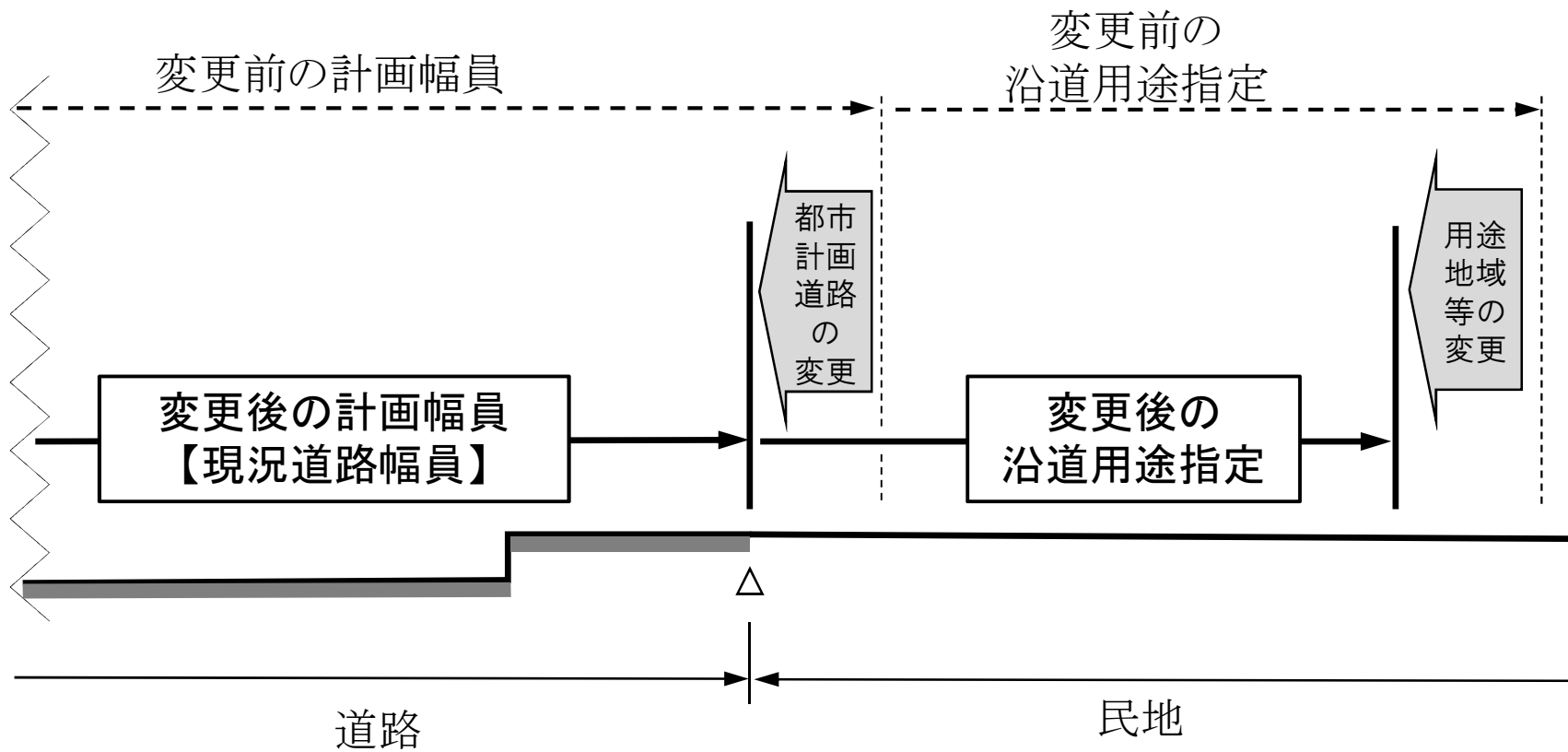
施設計画図の更新		
1. 更新の目的	2. 更新の範囲	3. 更新の作成
4. 更新の公表	5. 更新の利用	6. 更新の更新

施設計画図の公表		
1. 公表の目的	2. 公表の範囲	3. 公表の作成
4. 公表の更新	5. 公表の利用	6. 公表の更新

施設計画図の利用		
1. 利用の目的	2. 利用の範囲	3. 利用の作成
4. 利用の更新	5. 利用の利用	6. 利用の更新

施設計画図の更新		
1. 更新の目的	2. 更新の範囲	3. 更新の作成
4. 更新の公表	5. 更新の利用	6. 更新の更新

変更概略図



① 未着手都市計画道路における変更

ア 現況幅員等への変更を行う路線

路線名	変更の概要	用途地域等 の変更 (関連議案番号)	具体的な 変更内容
3・5・18号 日置中野新町線	延長約830mの区間で一部区域の削除 (幅員15m→14.54m)	○ (1)	参考図①
3・5・79号 弥富相生山線	延長約650mの区間で一部区域の削除 (幅員15m→11.82m)	○ (1、5)	参考図②
3・4・149号 秋竹線	延長約60mの区間で一部区域の削除 (幅員20m→16.35m)	○ (1、2、3)	参考図③
3・5・154号 下之一色篠原線	延長約3,060mの区間で一部区域の削除 (幅員20m→14.54m) 及び名称の変更	○ (1、2、3、7)	参考図①
3・5・155号 雁道線	延長約440mの区間で一部区域の削除 (幅員15m→10.91m)	—	参考図④
3・5・156号 豆田町線	延長約1,780mの区間で一部区域の追加、削除 ・瑞穂区北原町1丁目～瑞穂通2丁目 延長約660mの区間で一部区域の削除 (4車線→2車線、幅員30m→14.55m) ・瑞穂区田辺通2丁目～弥富町字緑ヶ岡 延長1,120mの区間で一部区域の追加、削除 (幅員14.54m→10.92m)	○ (1、3、4、5)	参考図④ 参考図②

イ 計画の一部区間の廃止を行う路線

路線名	変更の概要	関連路線の変更※	具体的な 変更内容
3・5・33号 深井岩井橋線	延長約2,040mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・1・122号 桜通線 3・5・210号 堀川西線	参考図⑤
3・5・44号 新堀川西線	延長約1,600mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・1・20号 伏見町線 3・2・42号 大津町線 3・2・158号 昭和橋線	参考図⑥
3・5・45号 光音寺内田橋線	延長約1,860mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・2・158号 昭和橋線 3・4・185号 豊門豊郷線	参考図⑥
3・5・46号 浮島線	延長約1,200mの区間の廃止 に伴う起点の変更	3・5・160号 豊田新屋敷線	参考図⑥
3・5・60号 高田町線	延長約420mの区間の廃止 に伴う終点の変更	—	参考図⑦
3・5・62号 弦月宝生線	延長約470mの区間の廃止 に伴う終点の変更	—	参考図⑧
3・4・143号 小栗橋線	延長約430mの区間の廃止 に伴う起点の変更	3・2・132号 岩井町線	参考図③
3・5・148号 横井町五月通線	延長約950mの区間の廃止 に伴う終点の変更	—	参考図③

※未着手都市計画道路の廃止に伴い、交差する都市計画道路の構造事項(交差箇所数)の変更等を行う。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更は生じない。

ウ 計画の一部区間の廃止及び現況幅員への変更を行う路線

路線名	変更の概要	用途地域等 の変更 (関連議案番号)	具体的な 変更内容
3・5・43号 道徳北柴田線	延長約2,980mの区間を廃止し、終点を変更 (幅員15m→14.54m)	○ (1、3)	参考図⑧
3・5・211号 柴田線	道徳北柴田線の変更に伴う路線の追加※ 延長約2,200m、幅員14.54m		参考図⑧

※道徳北柴田線のうち、現計画幅員(15m)を現況幅員(14.54m)に変更する区間について、既に整備済みの区間を含め、新たに柴田線として追加するもの。

② 未着手都市計画道路の変更に関連する変更(構造事項の変更等)

変更の概要	路線名	
構造事項 (交差箇所数) の変更	6 路線	3・1・20号 伏見町線 3・2・42号 大津町線 3・1・122号 桜通線 3・2・132号 岩井町線 3・2・158号 昭和橋線 3・5・160号 豊田新屋敷線
起点の変更	1 路線	3・4・185号 豊門豊郷線 光音寺内田橋線の変更に伴う起点の変更 延長約350m→約620m (約270m延伸)
路線の追加	1 路線	3・5・210号 堀川西線 深井岩井橋線の変更に伴う路線の追加 延長約920m、幅員15m

① 未着手都市計画道路における変更

ア 現況幅員等への変更を行う路線

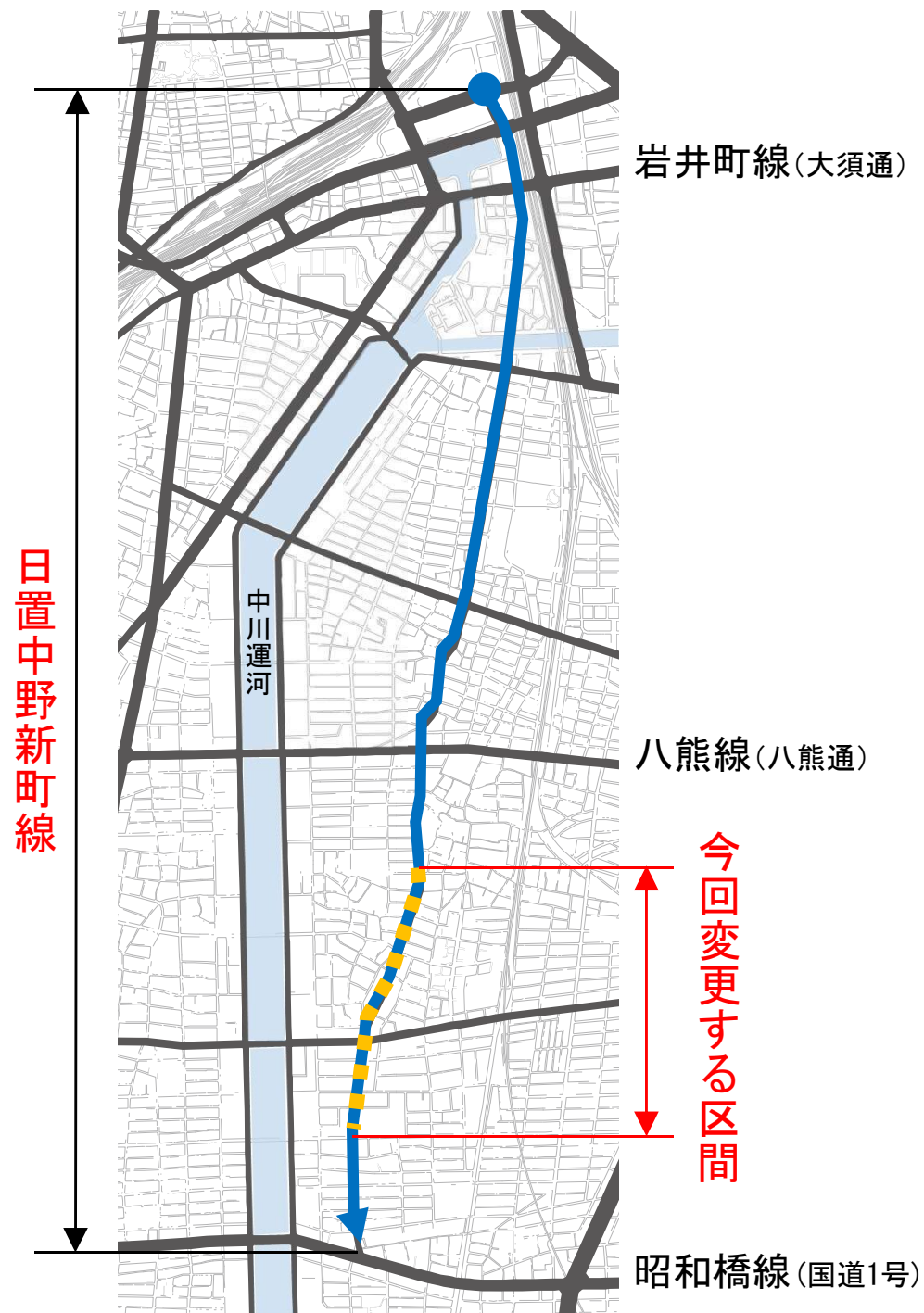
路線名	変更の概要	用途地域等 の変更 (関連議案番号)	具体的な 変更内容
3・5・18号 日置中野新町線	延長約830mの区間で一部区域の削除 (幅員15m→14.54m)	○ (1)	参考図①
3・5・79号 弥富相生山線	延長約650mの区間で一部区域の削除 (幅員15m→11.82m)	○ (1、5)	参考図②
3・4・149号 秋竹線	延長約60mの区間で一部区域の削除 (幅員20m→16.35m)	○ (1、2、3)	参考図③
3・5・154号 下之一色篠原線	延長約3,060mの区間で一部区域の削除 (幅員20m→14.54m) 及び名称の変更	○ (1、2、3、7)	参考図①
3・5・155号 雁道線	延長約440mの区間で一部区域の削除 (幅員15m→10.91m)	—	参考図④
3・5・156号 豆田町線	延長約1,780mの区間で一部区域の追加、削除 ・瑞穂区北原町1丁目～瑞穂通2丁目 延長約660mの区間で一部区域の削除 (4車線→2車線、幅員30m→14.55m) ・瑞穂区田辺通2丁目～弥富町字緑ヶ岡 延長1,120mの区間で一部区域の追加、削除 (幅員14.54m→10.92m)	○ (1、3、4、5)	参考図④ 参考図②

路線の概要(日置中野新町線)

起点：中村区平池町4丁目
終点：中川区十一番町1丁目

○計画延長：約4.24km
うち今回変更する
未着手区間：約830m
(中川区神郷町1丁目～外新町4丁目)

○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「変更候補路線」
(計画幅員15m→現況幅員約14.54m)



現計画

15m・2車線

現況

14.54m・2車線

変更案

歩道部

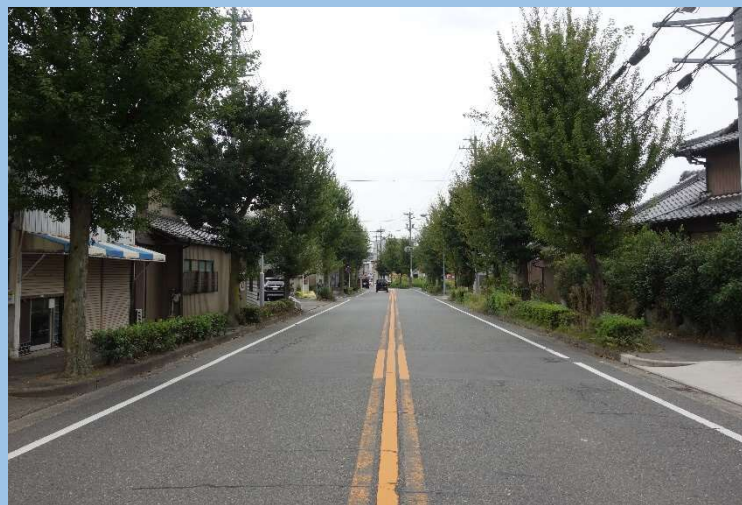
車道部

歩道部

2.77m

9m

2.77m



＜中川区神郷町2丁目付近＞



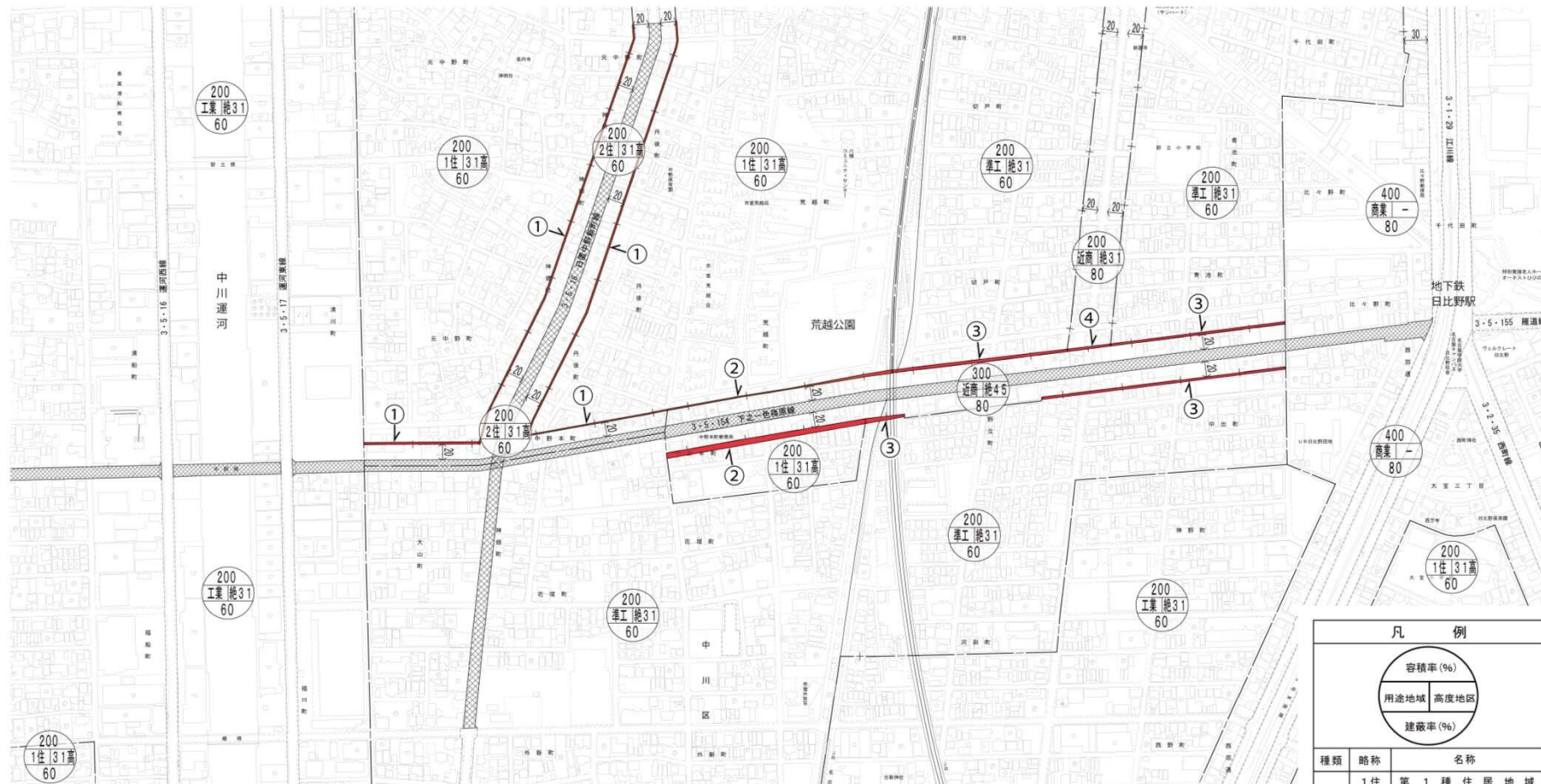
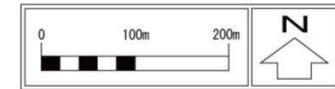
＜中川区神郷町1丁目付近＞

【一定の機能のある道路の拡幅】



「事業規模に対する道路整備の有効性」が低い

参考図①
(その3)



用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前				変更後			
	用途地域	容積率/建蔽率	高度地区	特別用途地区	用途地域	容積率/建蔽率	高度地区	特別用途地区
①	第2種住居地域	200% 60%	31m高度地区	—	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区	—
②	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区	—
③	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	準工業地域	200% 60%	31m高度地区	大規模集客施設 制限地区
④	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	近隣商業地域	200% 80%	31m高度地区	—

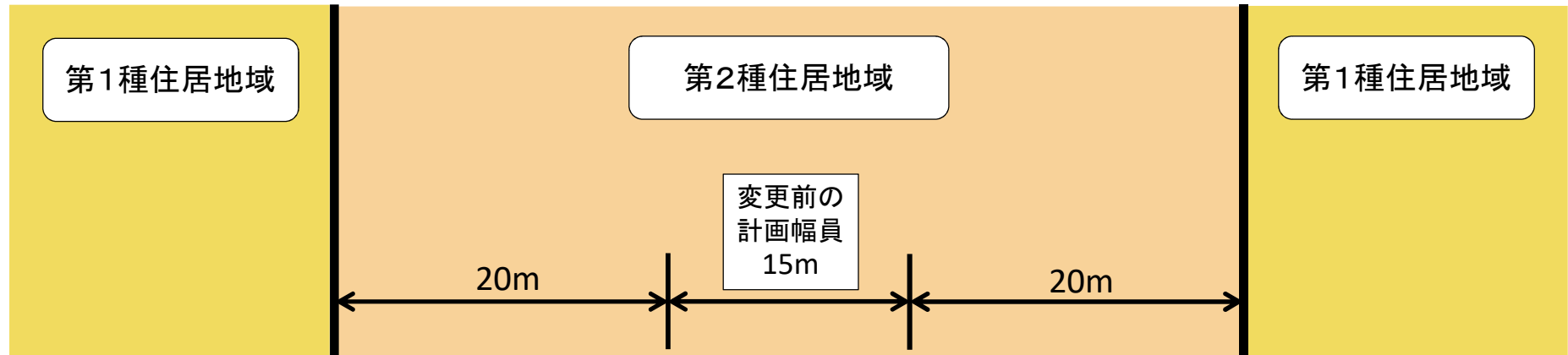
凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

※区分線の種類
 — : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 + : 沿道指定その他

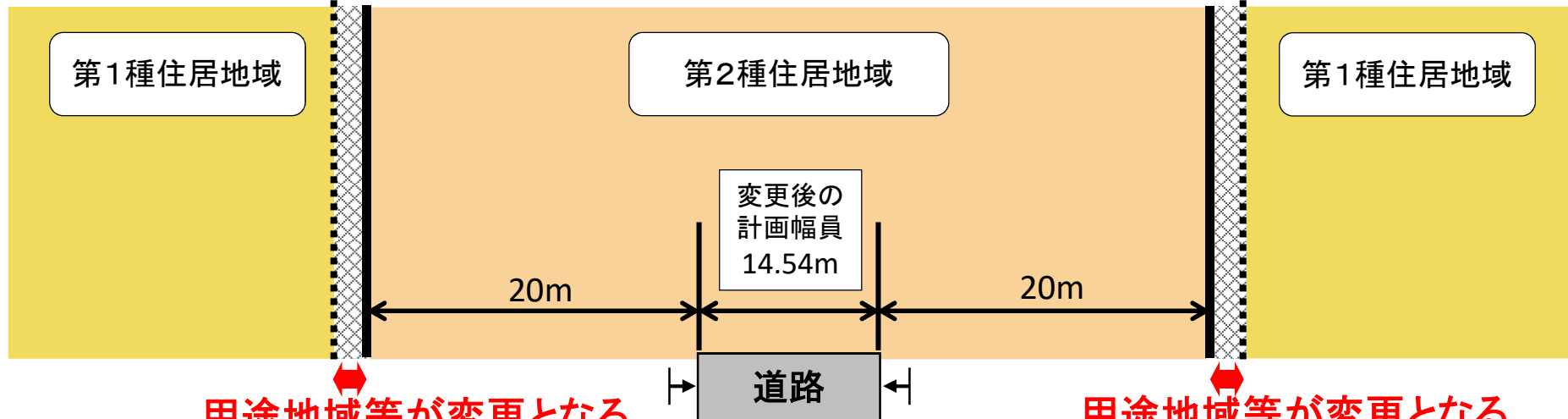
凡 例		
種類	略称	名称
用途地域	1住	第1種住居地域
	2住	第2種住居地域
	近商	近隣商業地域
	商業	商業地域
	準工	準工業地域
高度地区	工業	工業地域
	31高	31m高度地区
	絶31	絶対高31m高度地区
	絶45	絶対高45m高度地区
	—	(高度地区の指定なし)

<用途地域の変更概略図>

【変更前】



【変更後】



用途地域等が変更となる
範囲 (約0.2m)

用途地域等が変更となる
範囲 (約0.2m)

路線の概要(弥富相生山線)

起点:瑞穂区弥富町字紅葉園 終点:天白区境根町

○計画延長 : 約3.83km

うち今回変更する

未着手区間 : 約650m

(瑞穂区弥富町字紅葉園～天白区表山三丁目)

○第2次整備プログラム

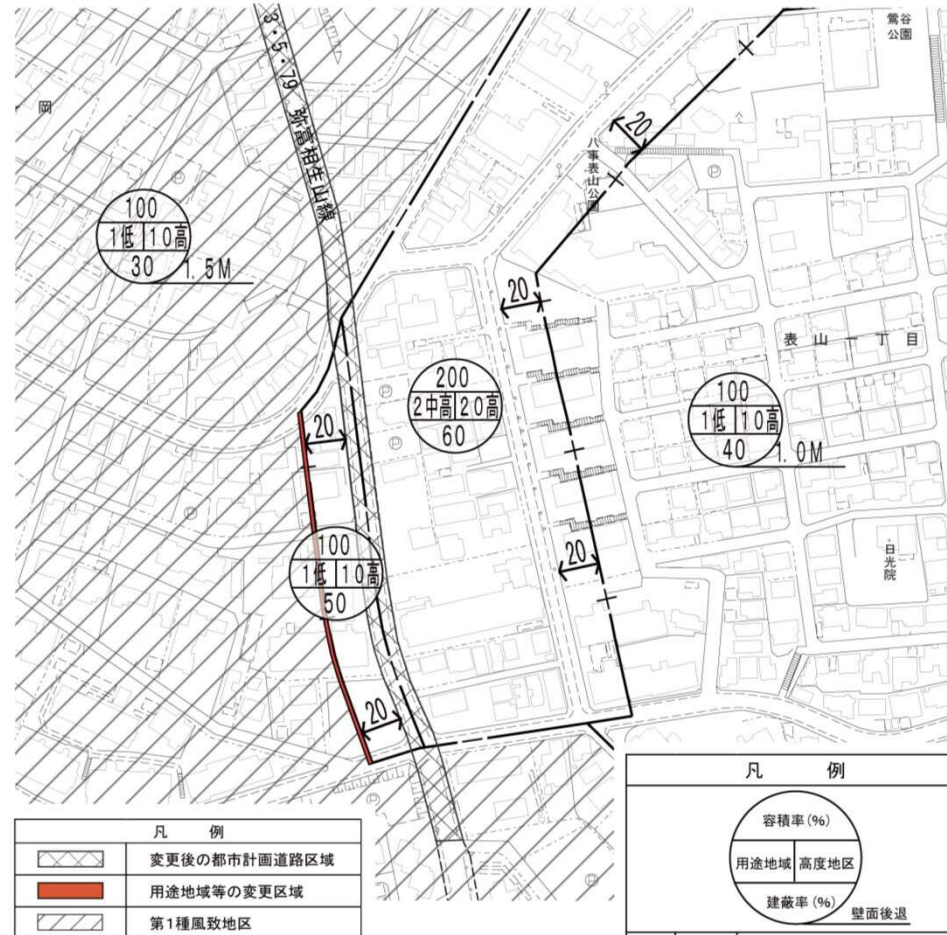
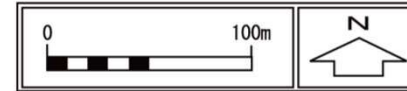
(平成29年3月策定)

「変更候補路線」

(計画幅員15m→現況幅員約11.82m)



参考図 ② (その2)



凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域
	第1種風致地区

※区分線の種類
 --- : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 —+— : 沿道指定その他

凡 例		
種類	略称	名称
用途地域	1低	第1種低層住居専用地域
	2中高	第2種中高層住居専用地域
高度地区	10高	10m高度地区
	20高	20m高度地区

用途地域等変更前後対照表

変更前					変更後				
用途地域	容積率/ 建蔽率	壁面後退	高度地区	風致地区	用途地域	容積率/ 建蔽率	壁面後退	高度地区	風致地区
第1種低層 住居専用地域	100% 50%	—	10m高度地区	—	第1種低層 住居専用地域	100% 30%	1.5m	10m高度地区	第1種 風致地区

路線の概要(秋竹線)

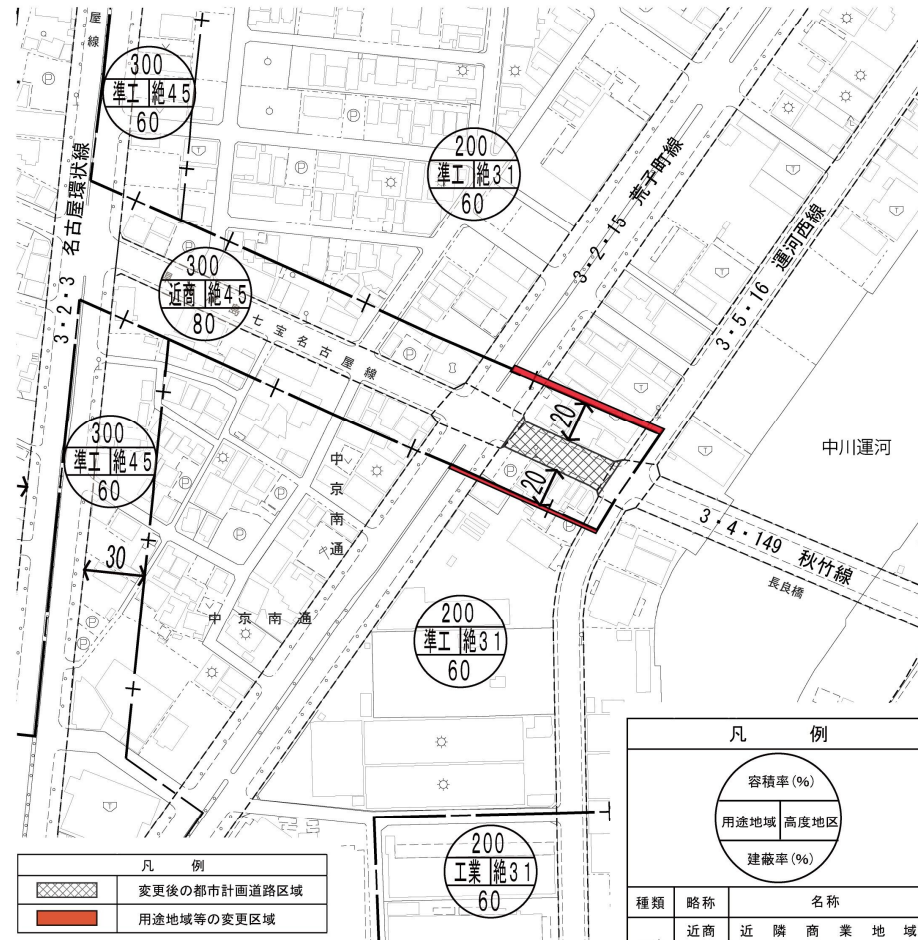
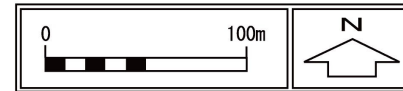
起点: 中川区長良町3丁目 終点: 熱田区金山町一丁目

○計画延長 : 約2.86km
うち今回変更する未着手区間 : 約60m(舟戸町地内)

○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「変更候補路線」
(計画幅員20m→現況幅員約16.35m)



参考図 ③
(その2)



凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

※区分線の種類
 : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 : 沿道指定その他

凡 例		
種類	略称	名称
用途地域	近商	近 隣 商 業 地 域
	準工	準 工 業 地 域
	工業	工 業 地 域
高度地区	絶31	絶対高 3 1 m 高度地区
	絶45	絶対高 4 5 m 高度地区

用途地域等変更前後対照表

変更前				変更後			
用途地域	容積率／ 建蔽率	高度地区	特別用途地区	用途地域	容積率／ 建蔽率	高度地区	特別用途地区
近隣商業地域	300% 80%	絶対高45m 高度地区	—	準工業地域	200% 60%	絶対高31m 高度地区	大規模集客施設 制限地区

路線の概要(下之一色篠原線)

起点: 中川区大当郎二丁目 終点: 熱田区西郊通2丁目

○計画延長 : 約5.79km

うち今回変更する未着手区間 : 約3,060m

(中川区的場町3丁目～的場町2丁目及び中川区上流町2丁目～熱田区比々野町)

○第2次整備プログラム(平成29年3月策定)

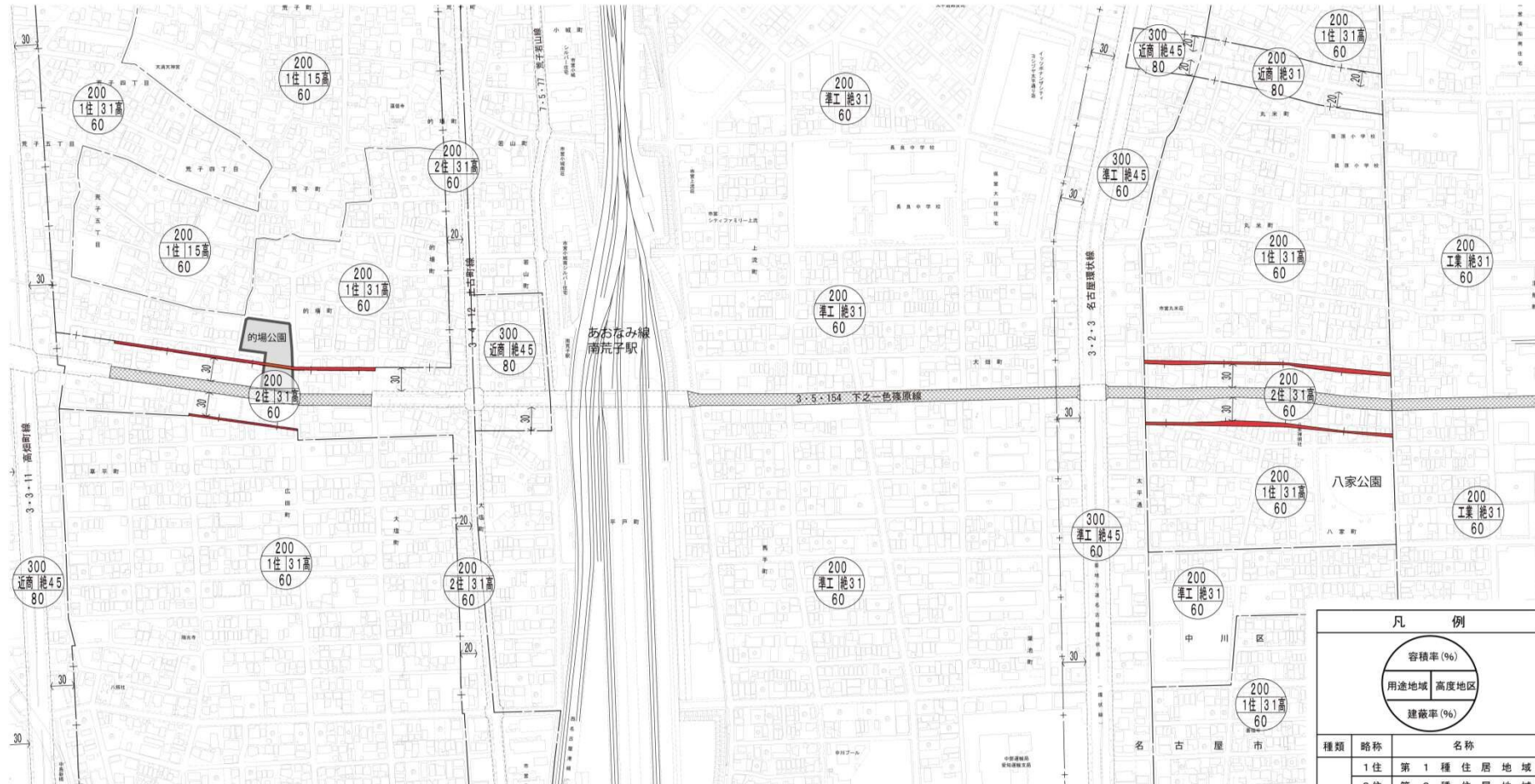
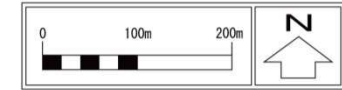
「変更候補路線(幅員20m→現況幅員約14.54m)」

※代表幅員の変更に伴う、名称の変更

3・4・154 下之一色篠原線 ⇒ 3・5・154 下之一色篠原線



参考図①
(その2)



用途地域等変更前後対照表

変更前			変更後		
用途地域	容積率／ 建蔽率	高度地区	用途地域	容積率／ 建蔽率	高度地区
第2種住居地域	200% 60%	31m高度地区	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区

凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

※区分線の種類
 : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 : 沿道指定その他

凡 例		
種類	略称	名称
用途 地域	1住	第1種住居地域
	2住	第2種住居地域
	近商	近隣商業地域
	準工	準工業地域
高度 地区	工業	工業地域
	15高	15m高度地区
	31高	31m高度地区
	絶31	絶対高31m高度地区
	絶45	絶対高45m高度地区

路線の概要(下之一色篠原線)

起点: 中川区大当郎二丁目 終点: 熱田区西郊通2丁目

○計画延長 : 約5.79km

うち今回変更する未着手区間 : 約3,060m

(中川区的場町3丁目～的場町2丁目及び中川区上流町2丁目～熱田区比々野町)

○第2次整備プログラム(平成29年3月策定)

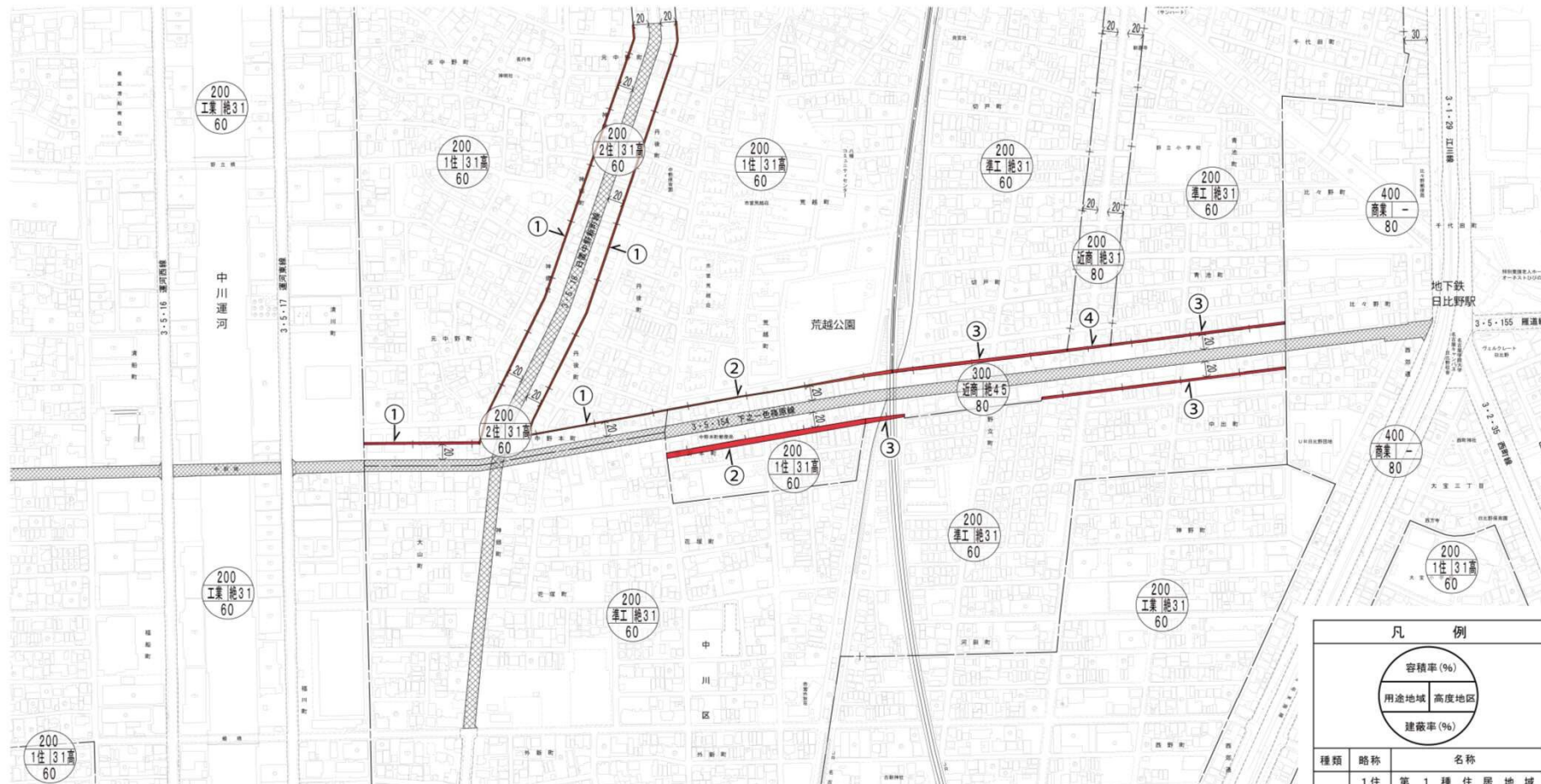
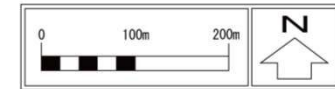
「変更候補路線(幅員20m→現況幅員約14.54m)」

※代表幅員の変更に伴う、名称の変更

3・4・154 下之一色篠原線 ⇒ 3・5・154 下之一色篠原線



参考図 ①
(その3)



用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前				変更後			
	用途地域	容積率/建蔽率	高度地区	特別用途地区	用途地域	容積率/建蔽率	高度地区	特別用途地区
①	第2種住居地域	200% 60%	31m高度地区	—	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区	—
②	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区	—
③	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	準工業地域	200% 60%	31m高度地区	大規模集客施設 制限地区
④	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	近隣商業地域	200% 80%	31m高度地区	—

凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

※区分線の種類	
—	：道路・河川・鉄道等地形地物の中心
—	：沿道指定その他

凡 例		
種類	略称	名称
用途地域	1住	第1種住居地域
	2住	第2種住居地域
	近商	近隣商業地域
	商業	商業地域
	準工	準工業地域
高度地区	工業	工業地域
	31高	31m高度地区
	絶31	絶対高31m高度地区
	絶45	絶対高45m高度地区
	—	(高度地区の指定なし)

路線の概要(下之一色篠原線)

起点: 中川区大当郎二丁目 終点: 熱田区西郊通2丁目

○計画延長 : 約5.79km

うち今回変更する未着手区間 : 約3,060m

(中川区的場町3丁目～的場町2丁目及び中川区上流町2丁目～熱田区比々野町)

○第2次整備プログラム(平成29年3月策定)

「変更候補路線(幅員20m→現況幅員約14.54m)」

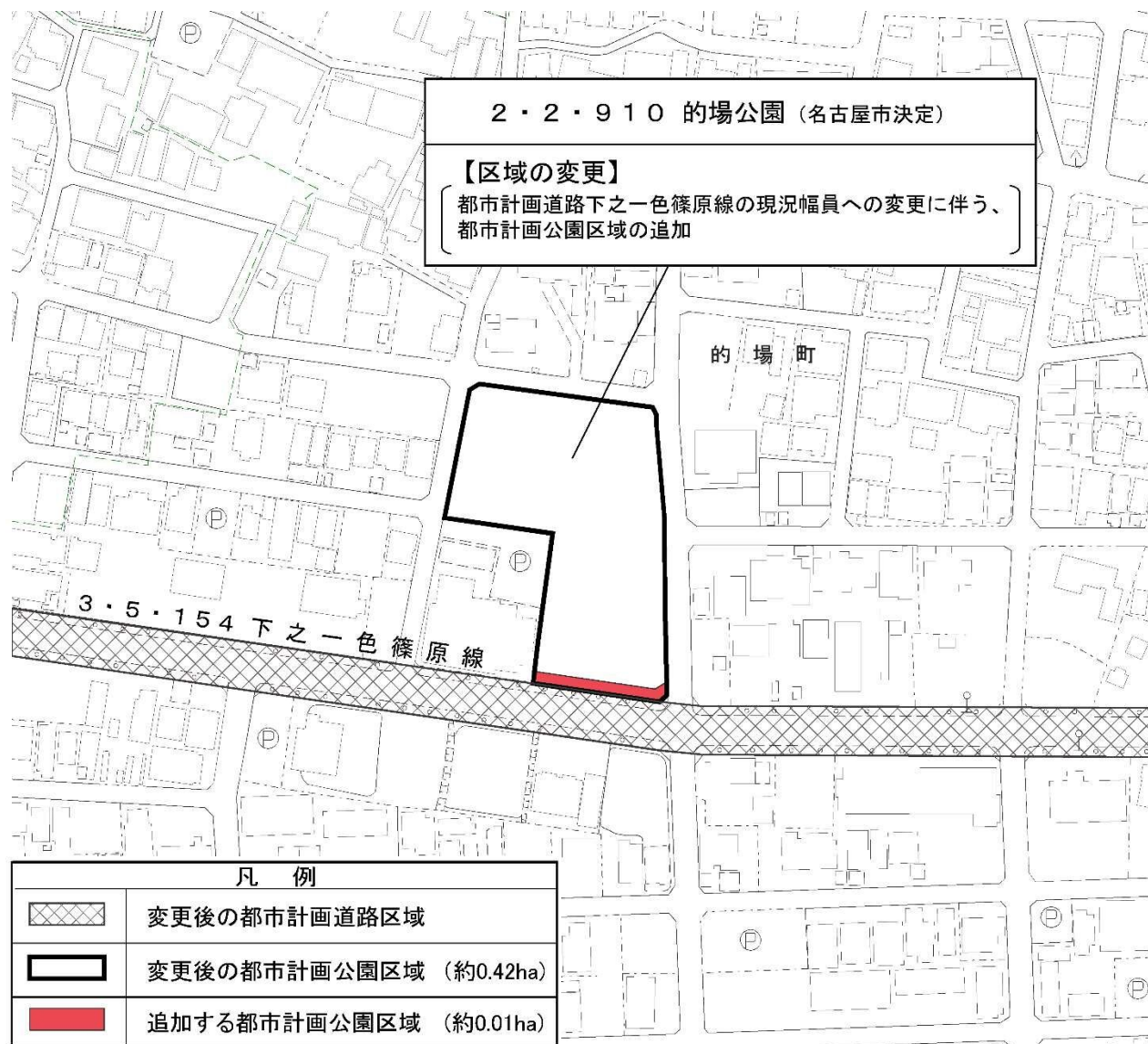
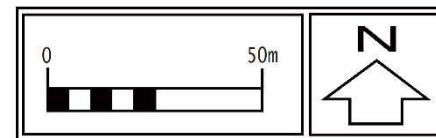
※代表幅員の変更に伴う、名称の変更

3・4・154 下之一色篠原線 ⇒ 3・5・154 下之一色篠原線



参考図 ①

(その4)



路線の概要(雁道線)

起点:熱田区大宝一丁目 終点:瑞穂区田辺通1丁目

○計画延長 : 約4.73km

うち今回変更する未着手区間 : 約440m
(高田町2丁目地内)

○第2次整備プログラム(平成29年3月策定)

「変更候補路線」

(計画幅員15m→現況幅員約10.91m)



路線の概要(豆田町線)

起点:熱田区白鳥町 終点:瑞穂区弥富町字清水ヶ岡

○計画延長 : 約5.38km

うち今回変更する未着手区間 : 約1,780m

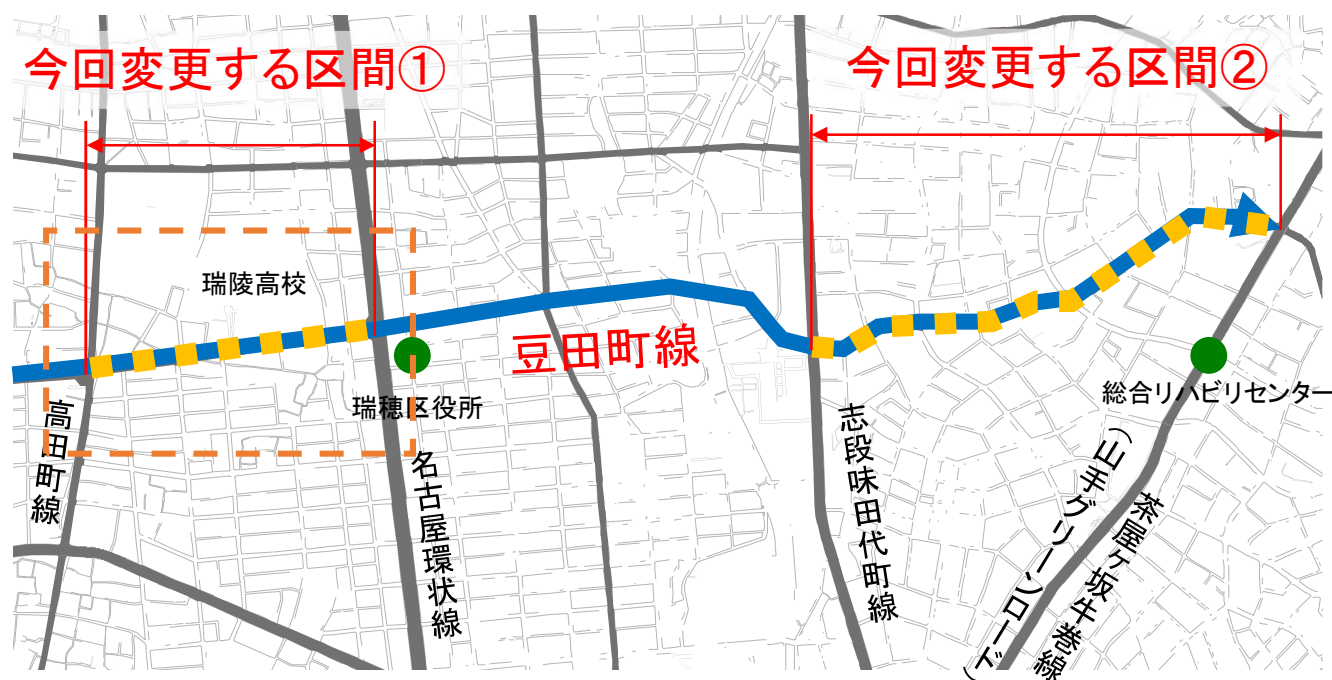
(区間①:瑞穂区北原町1丁目～瑞穂通2丁目、区間②:田辺通2丁目～弥富町字緑ヶ岡)

○第2次整備プログラム(平成29年3月策定)

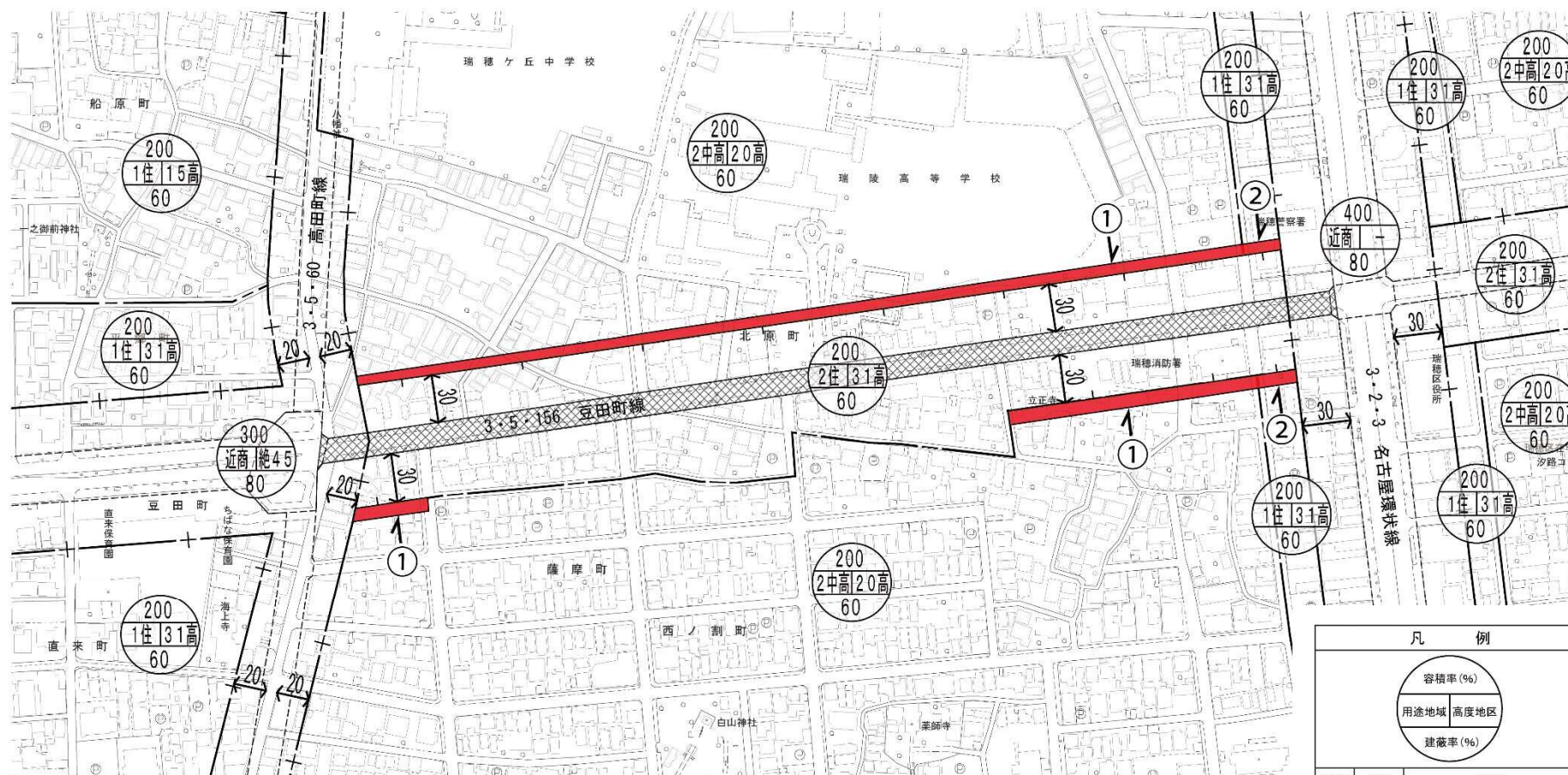
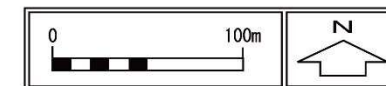
「変更候補路線」

区間①:計画幅員30m→現況幅員約14.55m、車線数:4→2

区間②:計画幅員14.54m→現況幅員約10.92m



参考図④
(その2)



用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前			変更後		
	用途地域	容積率/建蔽率	高度地区	用途地域	容積率/建蔽率	高度地区
①	第2種住居地域	200%/60%	31m高度地区	第2種中高層住居専用地域	200%/60%	20m高度地区
②	第2種住居地域	200%/60%	31m高度地区	第1種住居地域	200%/60%	31m高度地区

凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

※区分線の種類
 : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 : 沿道指定その他

凡 例		
種類	略称	名称
用途地域	2中高	第2種中高層住居専用地域
	1住	第1種住居地域
	2住	第2種住居地域
	近商	近隣商業地域
高度地区	15高	15m高度地区
	20高	20m高度地区
	31高	31m高度地区
	絶45	絶対高45m高度地区

路線の概要(豆田町線)

起点:熱田区白鳥町 終点:瑞穂区弥富町字清水ヶ岡

○計画延長 : 約5.38km

うち今回変更する未着手区間 : 約1,780m

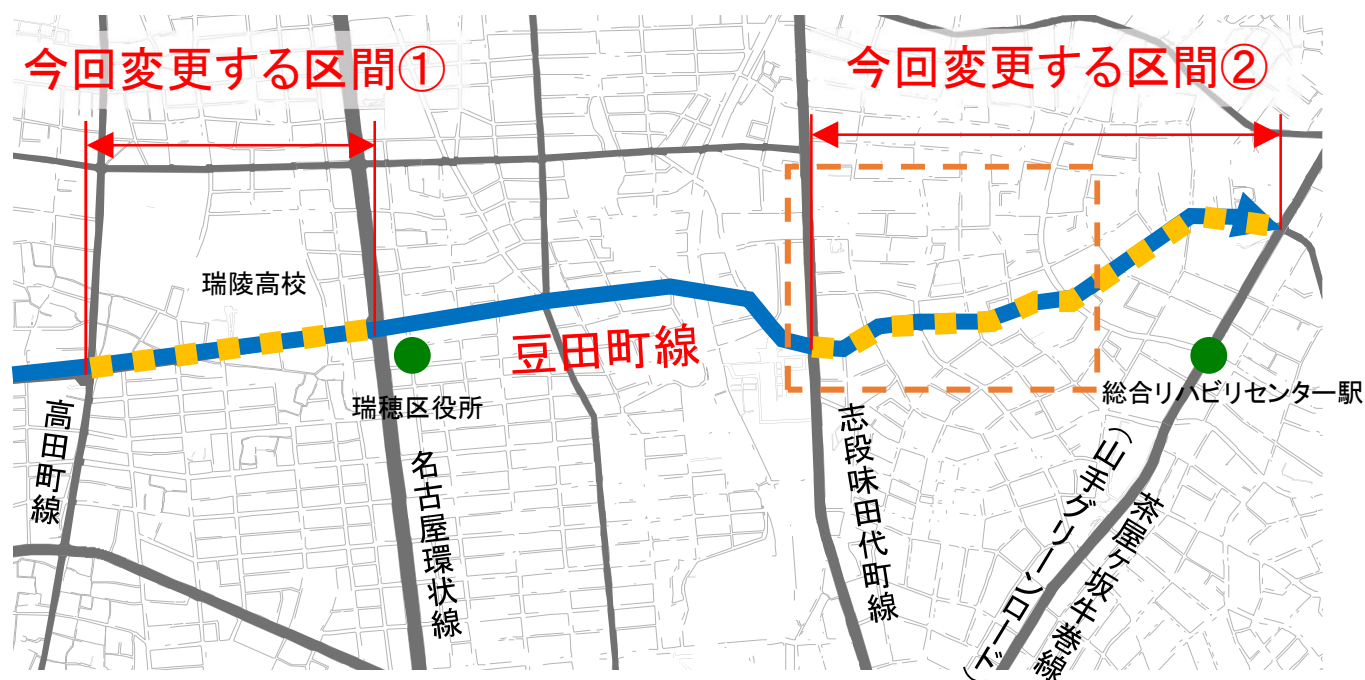
(区間①:瑞穂区北原町1丁目～瑞穂通2丁目、区間②:田辺通2丁目～弥富町字緑ヶ岡)

○第2次整備プログラム(平成29年3月策定)

「変更候補路線」

区間①:計画幅員30m→現況幅員約14.55m、車線数:4→2

区間②:計画幅員14.54m→現況幅員約10.92m



變更箇所	変更前						変更後					
	用途地域	容積率／ 建蔽率	壁面後退	高度地区	防火地域・ 準防火地域	風致地区	用途地域	容積率／ 建蔽率	壁面後退	高度地区	防火地域・ 準防火地域	風致地区
①	近隣商業地域	300% 80%	—	絶対高45m 高度地区	準防火地域	—	準住居地域	300% 60%	—	45m高度地区	準防火地域	—
②	近隣商業地域	200% 80%	—	絶対高31m 高度地区	準防火地域	—	第1種低層 住居専用地域	100% 30%	1.5m	10m高度地区	—	第1種 風致地区
③	近隣商業地域	200% 80%	—	絶対高31m 高度地区	準防火地域	—	第1種低層 住居専用地域	100% 40%	1.0m	10m高度地区	—	—
④	近隣商業地域	200% 80%	—	絶対高31m 高度地区	準防火地域	—	第1種中高層 住居専用地域	150% 60%	—	20m高度地区	準防火地域	—
⑤	第2種中高層 住居専用地域	150% 60%	—	20m高度地区	準防火地域	—	第1種低層 住居専用地域	100% 30%	1.5m	10m高度地区	—	第1種 風致地区

凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域
	第1種風致地区

※区分線の種類

——— : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心

——+—— : 沿道指定その他

凡 例		
		
種類	略稱	名稱
用途 地域	1低	第 1 種 低 層 住 居 專 用 地 域
	1中高	第 1 種 中 高 層 住 居 專 用 地 域
	2中高	第 2 種 中 高 層 住 居 專 用 地 域
	2住	第 2 種 住 居 地 域
	準住	準 住 居 地 域
	近商	近 隣 商 業 地 域
高度 地區	10高	1 0 m 高 度 地 區
	20高	2 0 m 高 度 地 區
	31高	3 1 m 高 度 地 區
	絕31	絕 對 高 3 1 m 高 度 地 區
	45高	4 5 m 高 度 地 區
	絕45	絕 對 高 4 5 m 高 度 地 區

イ 計画の一部区間の廃止を行う路線

路線名	変更の概要	関連路線の変更※	具体的な 変更内容
3・5・33号 深井岩井橋線	延長約2,040mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・1・122号 桜通線 3・5・210号 堀川西線	参考図⑤
3・5・44号 新堀川西線	延長約1,600mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・1・20号 伏見町線 3・2・42号 大津町線 3・2・158号 昭和橋線	参考図⑥
3・5・45号 光音寺内田橋線	延長約1,860mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・2・158号 昭和橋線 3・4・185号 豊門豊郷線	参考図⑥
3・5・46号 浮島線	延長約1,200mの区間の廃止 に伴う起点の変更	3・5・160号 豊田新屋敷線	参考図⑥
3・5・60号 高田町線	延長約420mの区間の廃止 に伴う終点の変更	—	参考図⑦
3・5・62号 弦月宝生線	延長約470mの区間の廃止 に伴う終点の変更	—	参考図⑧
3・4・143号 小栗橋線	延長約430mの区間の廃止 に伴う起点の変更	3・2・132号 岩井町線	参考図③
3・5・148号 横井町五月通線	延長約950mの区間の廃止 に伴う終点の変更	—	参考図③

※未着手都市計画道路の廃止に伴い、交差する都市計画道路の構造事項(交差箇所数)の変更等を行う。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更は生じない。

路線の概要(深井岩井橋線)

起点：西区城西五丁目

終点：中村区名駅南三丁目

○計画延長：約3.9km
うち今回変更する
未着手区間：約450m
(西区那古野一丁目～中村区名駅5丁目)

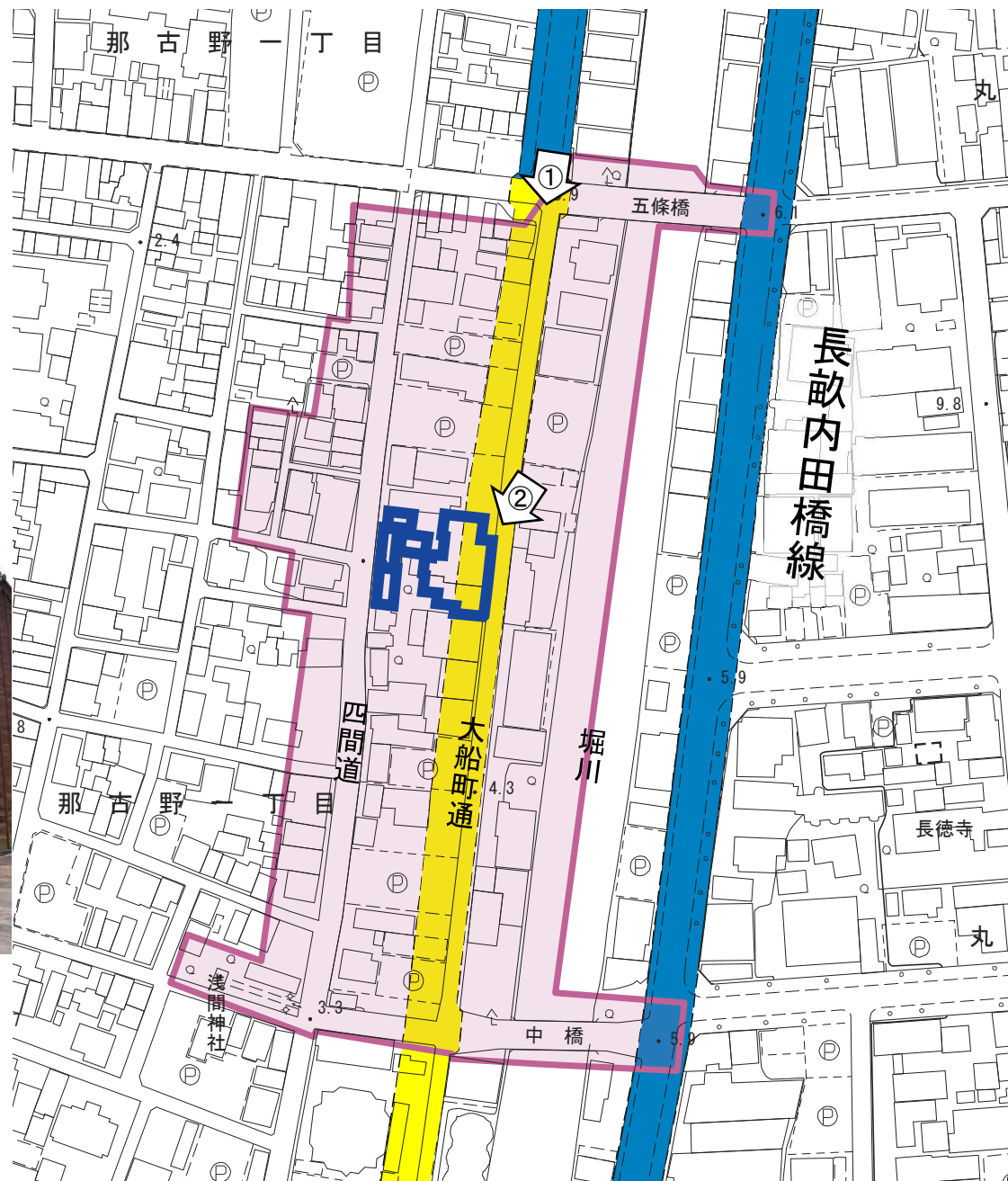
○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「廃止候補路線」

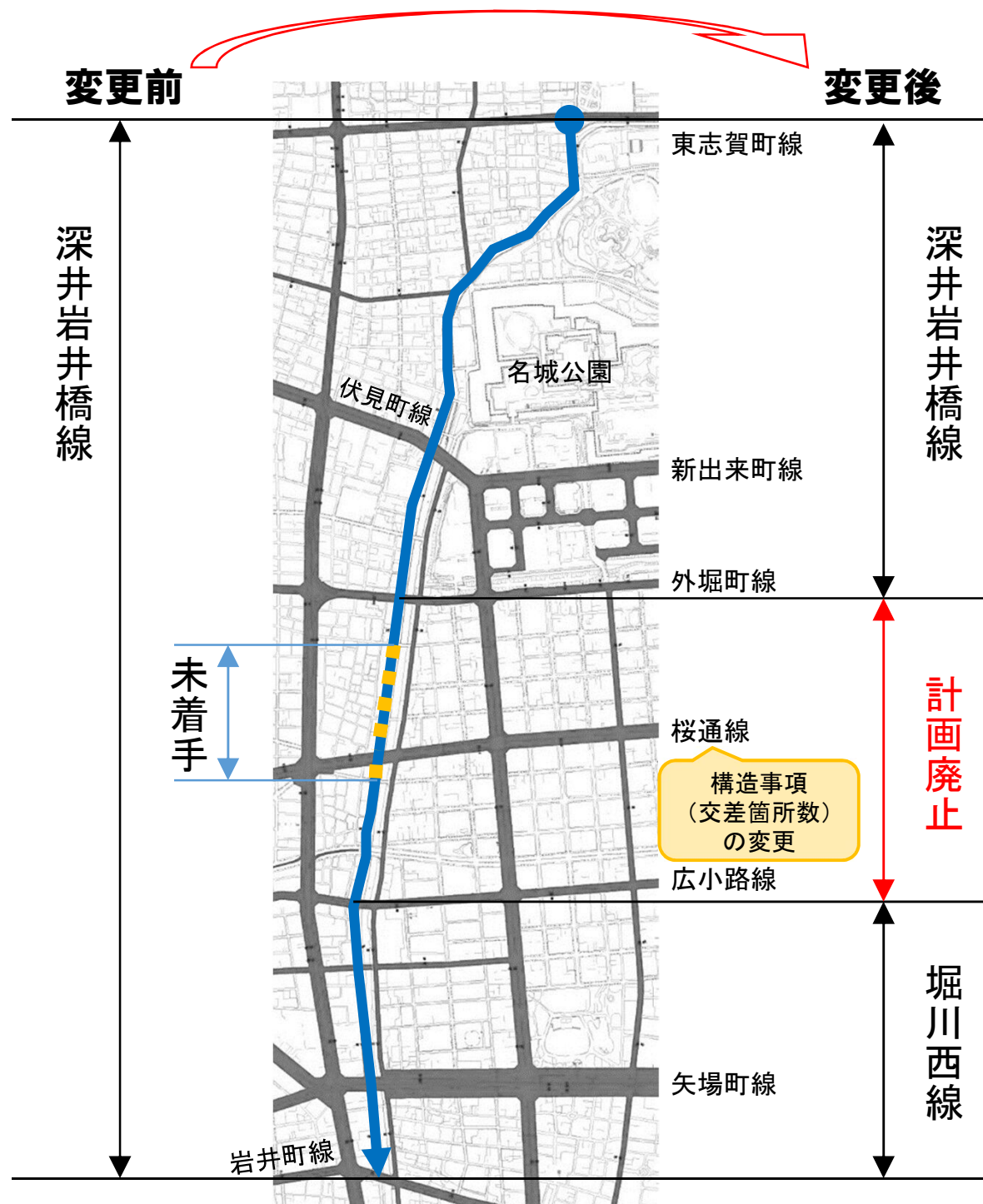


沿線状況



- : 町並み保存地区
- : 県指定文化財(伊藤家住宅)
- : 都市計画道路(未着手)
- : 都市計画道路(整備済)

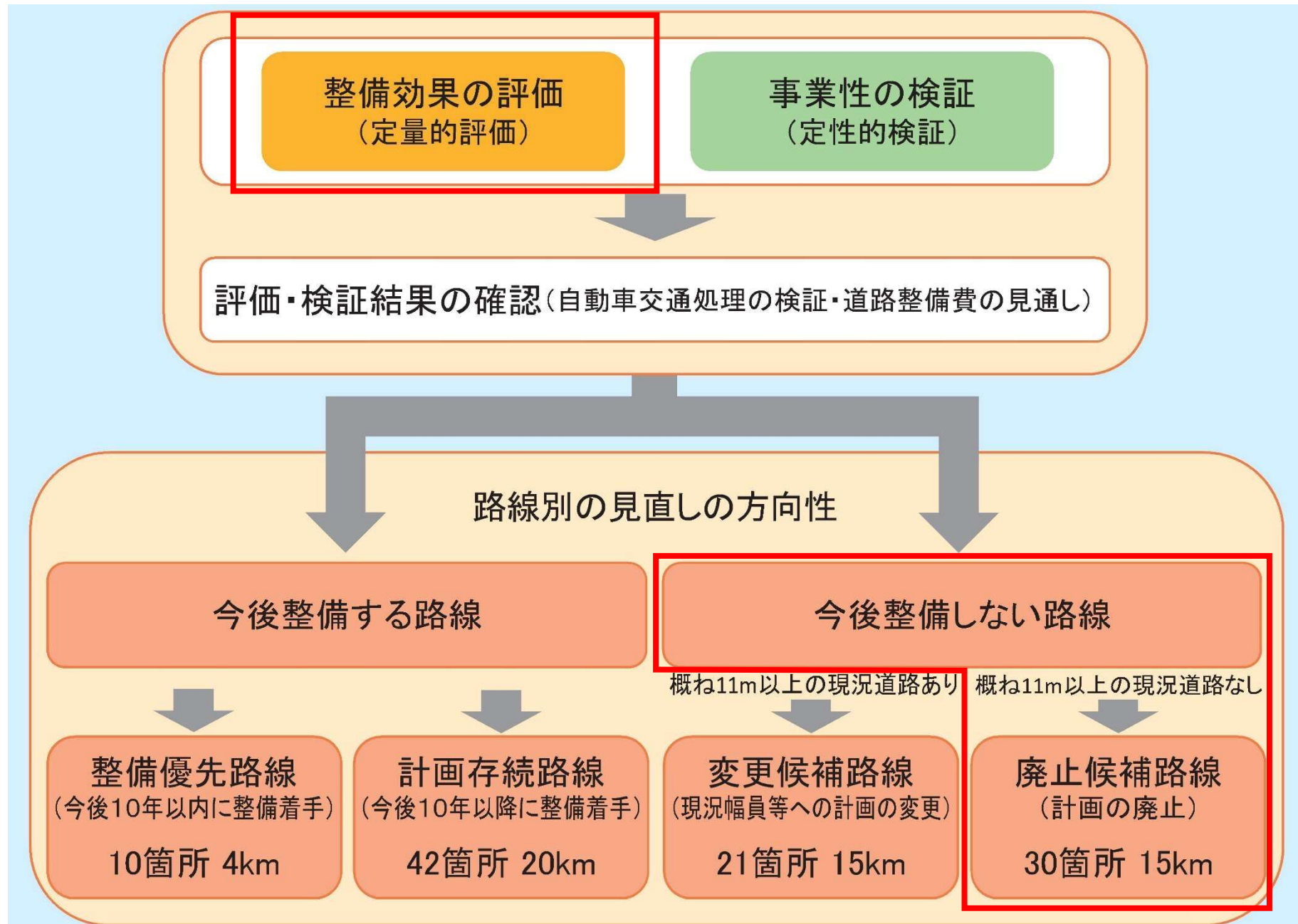




イ 計画の一部区間の廃止を行う路線

路線名	変更の概要	関連路線の変更※	具体的な 変更内容
3・5・33号 深井岩井橋線	延長約2,040mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・1・122号 桜通線 3・5・210号 堀川西線	参考図⑤
3・5・44号 新堀川西線	延長約1,600mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・1・20号 伏見町線 3・2・42号 大津町線 3・2・158号 昭和橋線	参考図⑥
3・5・45号 光音寺内田橋線	延長約1,860mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・2・158号 昭和橋線 3・4・185号 豊門豊郷線	参考図⑥
3・5・46号 浮島線	延長約1,200mの区間の廃止 に伴う起点の変更	3・5・160号 豊田新屋敷線	参考図⑥
3・5・60号 高田町線	延長約420mの区間の廃止 に伴う終点の変更	—	参考図⑦
3・5・62号 弦月宝生線	延長約470mの区間の廃止 に伴う終点の変更	—	参考図⑧
3・4・143号 小栗橋線	延長約430mの区間の廃止 に伴う起点の変更	3・2・132号 岩井町線	参考図③
3・5・148号 横井町五月通線	延長約950mの区間の廃止 に伴う終点の変更	—	参考図③

※未着手都市計画道路の廃止に伴い、交差する都市計画道路の構造事項(交差箇所数)の変更等を行う。なお、これらの変更に伴う用途地域等の変更は生じない。



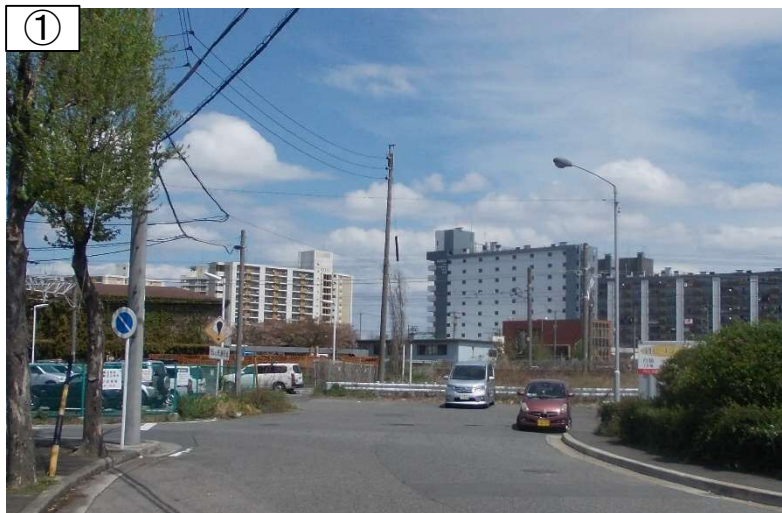
路線の概要(新堀川西線)

起点：中区大須四丁目

終点：熱田区伝馬二丁目

○計画延長：約5.69km
うち今回変更する
未着手区間：約950m
(熱田区花表町地内)

○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「廃止候補路線」



路線の概要(光音寺内田橋線)

起点：北区中切町6丁目

終点：南区内田橋一丁目

○計画延長：約12.05km

うち今回変更する

未着手区間(瑞穂区・南区)：約700m
(瑞穂区桃園町～南区内田橋二丁目)

○第2次整備プログラム

(平成29年3月策定)

「廃止候補路線」



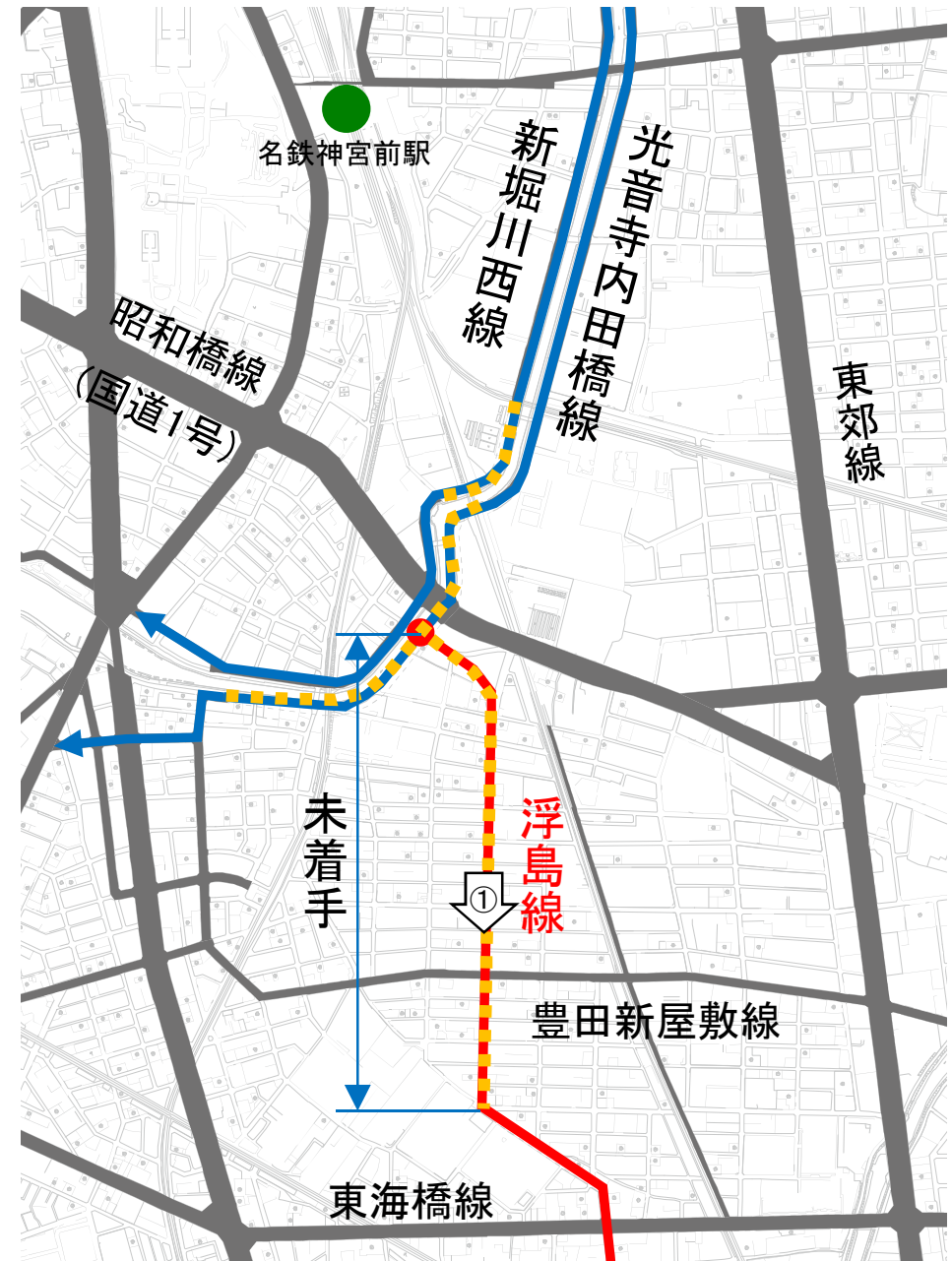
路線の概要(浮島線)

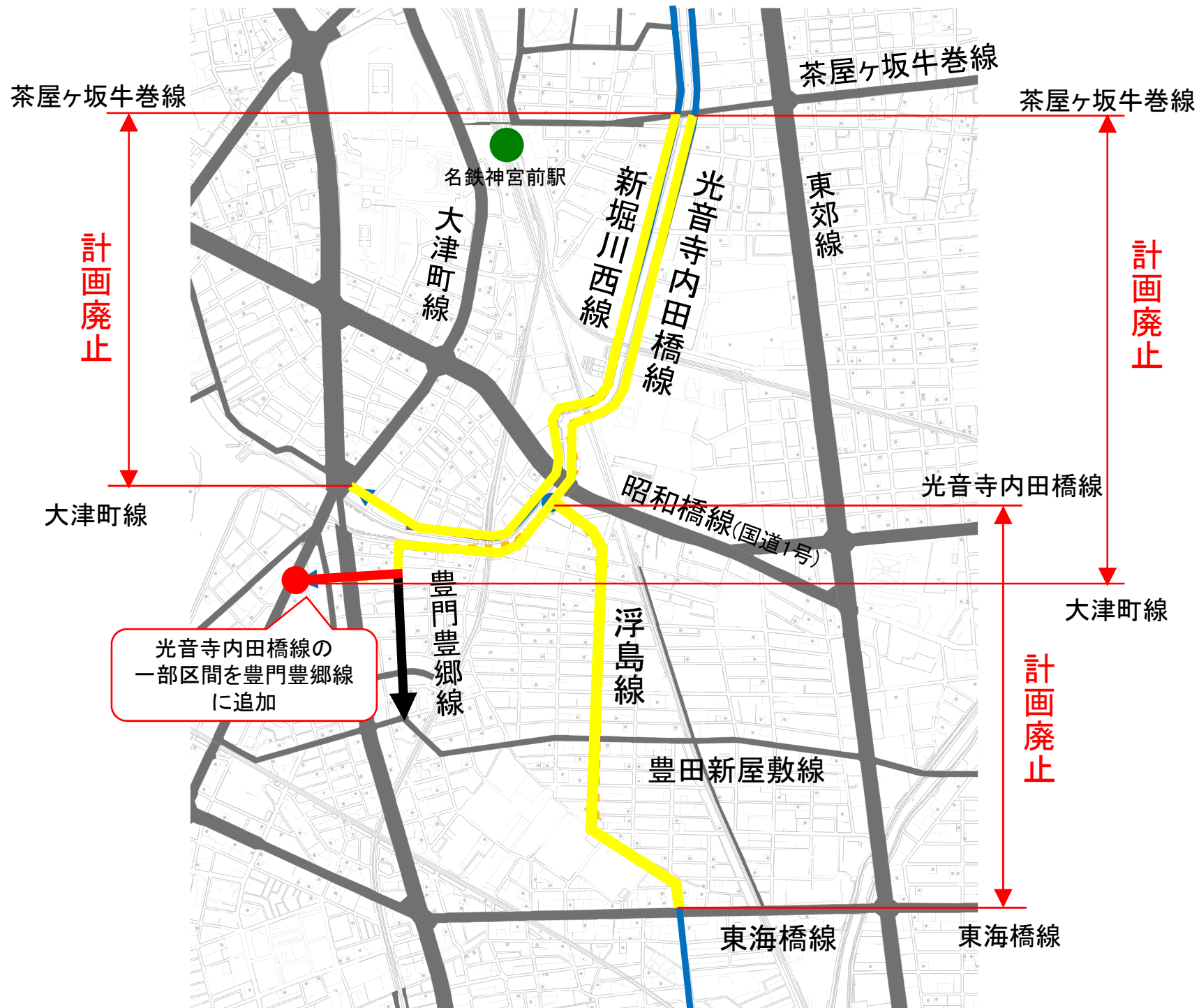
起点：瑞穂区浮島町

終点：南区東又兵衛町2丁目

○計画延長：約2.55km
うち未着手区間：約900m
(瑞穂区浮島町から南区豊3丁目)

○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「廃止候補路線」





路線の概要(高田町線)

起点：昭和区広見町2丁目

終点：南区前浜通3丁目

○計画延長：約5.57km

うち今回変更する

未着手区間：約70m

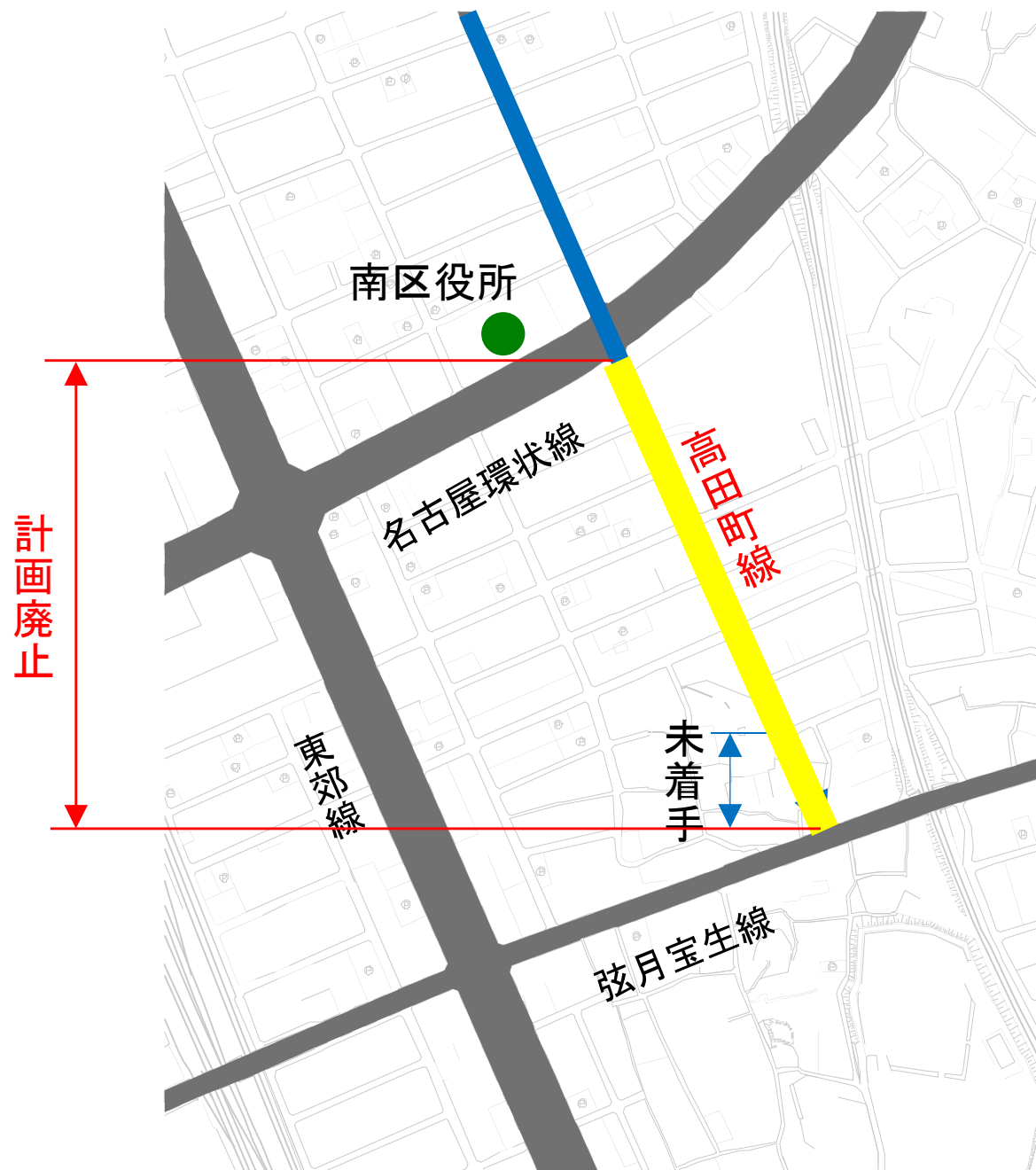
(南区鳥山町3丁目～笠寺町字廻間)

○第2次整備プログラム

(平成29年3月策定)

「廃止候補路線」





路線の概要(横井町五月通線)

起点：中川区東春田一丁目

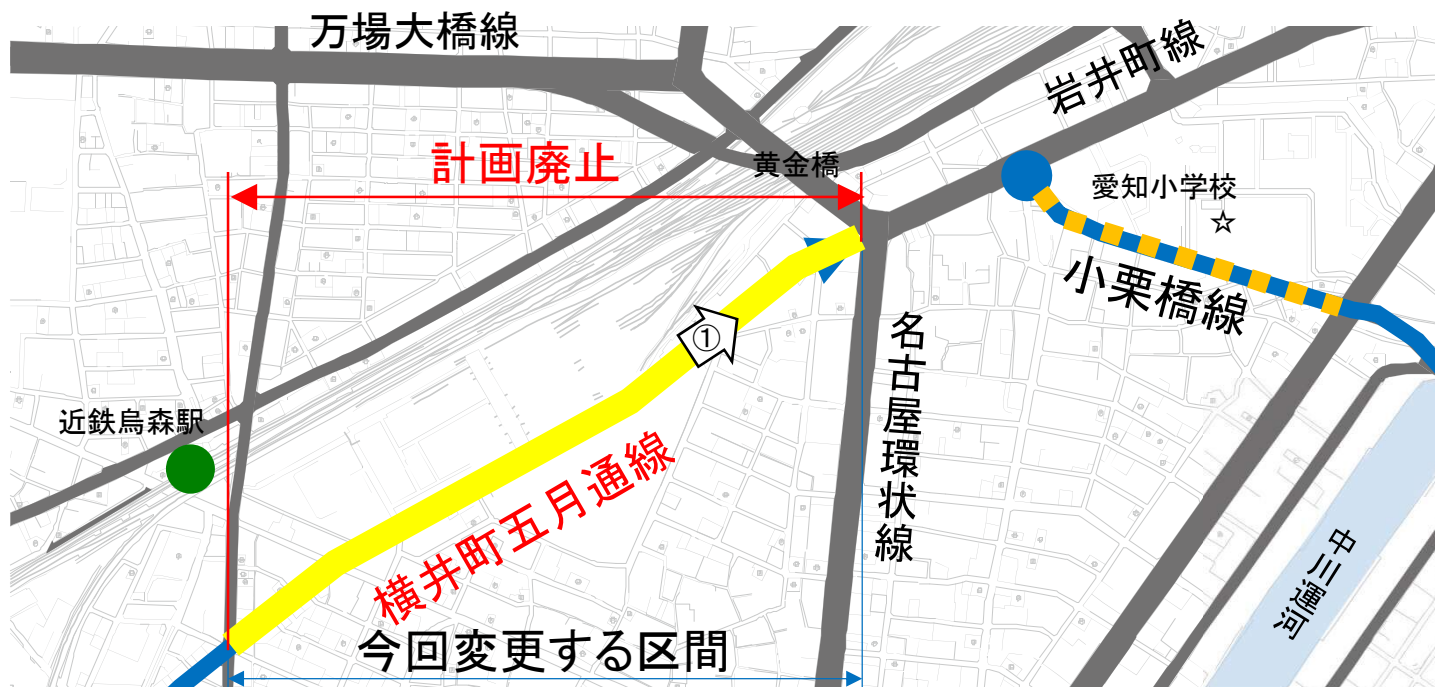
終点：中川区五月通2丁目

○計画延長：約5.63km

うち今回変更する未着手区間
：約950m

(中川区松葉町3丁目～五月通2丁目)

○第2次整備プログラム(平成29年3月策定)
「廃止候補路線」



路線の概要(小栗橋線)

起点：中川区愛知町

終点：中川区露橋町字三間杵筋

○計画延長：約1.34km

うち今回変更する未着手区間

：約430m(中川区愛知町地内)

○第2次整備プログラム(平成29年3月策定)

「廃止候補路線」



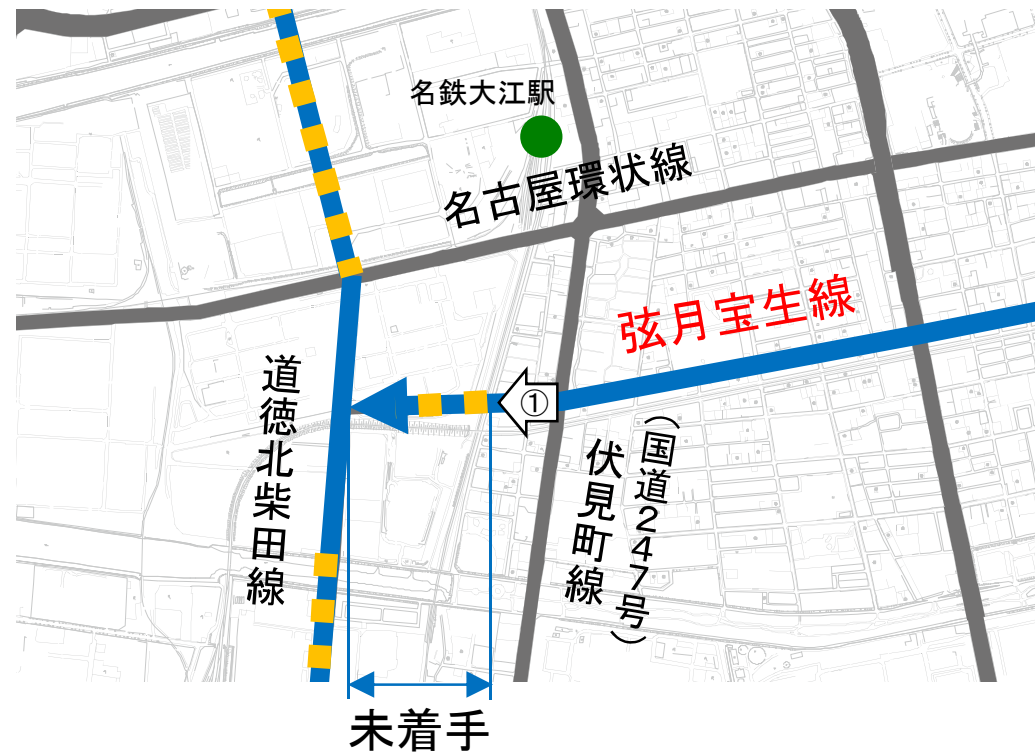
路線の概要(弦月宝生線)

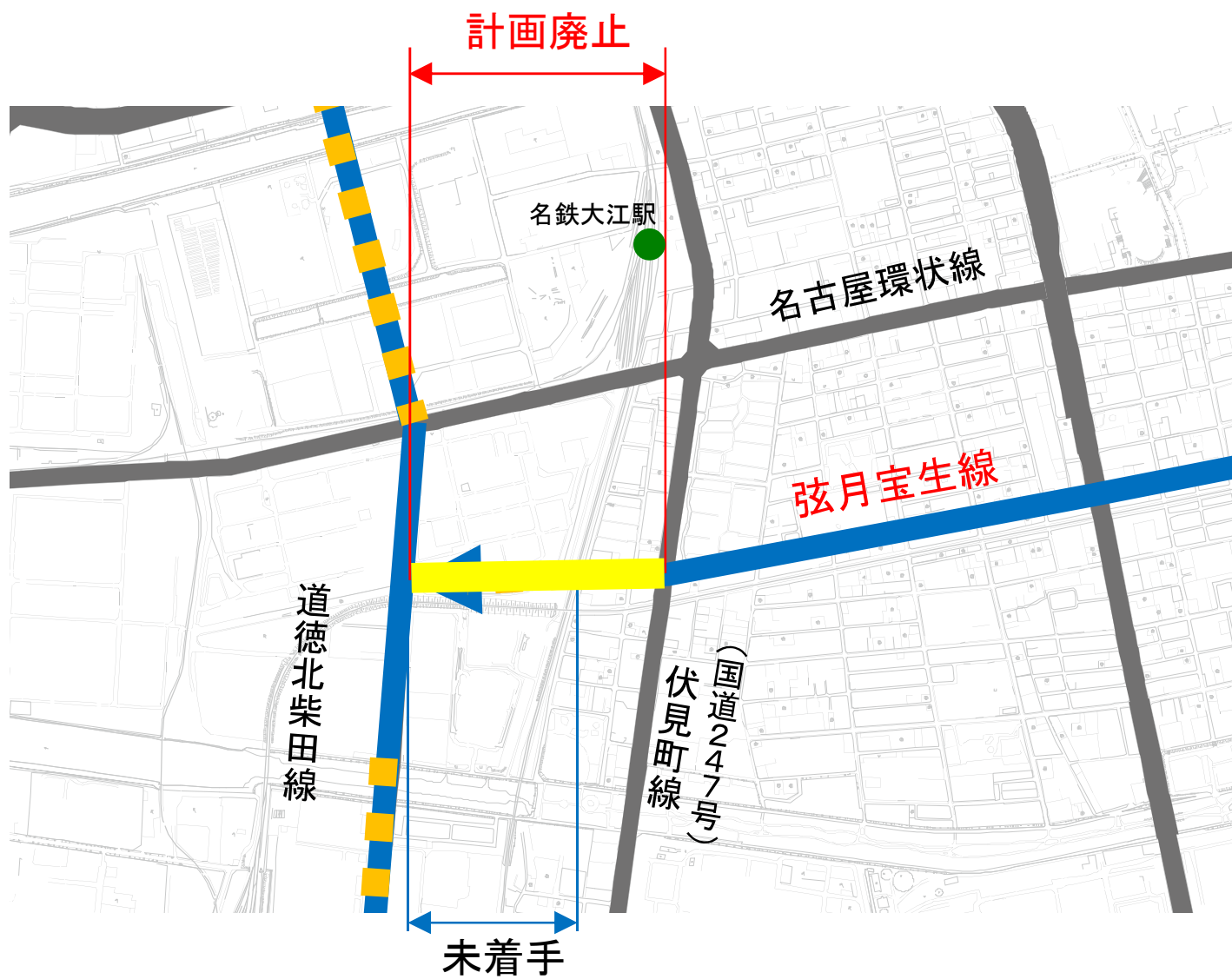
起点：千種区北千種一丁目

終点：港区本星崎町

○計画延長：約13.05km
うち今回変更する
未着手区間：約340m
(港区本星崎町地内)

○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「廃止候補路線」





ウ 計画の一部区間の廃止及び現況幅員への変更を行う路線

路線名	変更の概要	用途地域等 の変更 (関連議案番号)	具体的な 変更内容
3・5・43号 道徳北柴田線	延長約2,980mの区間を廃止し、終点を変更 (幅員15m→14.54m)	○ (1、3)	参考図⑧
3・5・211号 柴田線	道徳北柴田線の変更に伴う路線の追加※ 延長約2,200m、幅員14.54m		参考図⑧

※道徳北柴田線のうち、現計画幅員(15m)を現況幅員(14.54m)に変更する区間について、既に整備済みの区間を含め、新たに柴田線として追加するもの。

路線の概要(道徳北柴田線)

起点：南区三条二丁目

終点：南区元柴田東町4丁目

○計画延長：約4.18km

うち今回変更する未着手区間

区間①：約670m

(南区泉楽通4丁目～加福2丁目)

区間②：約1,500m

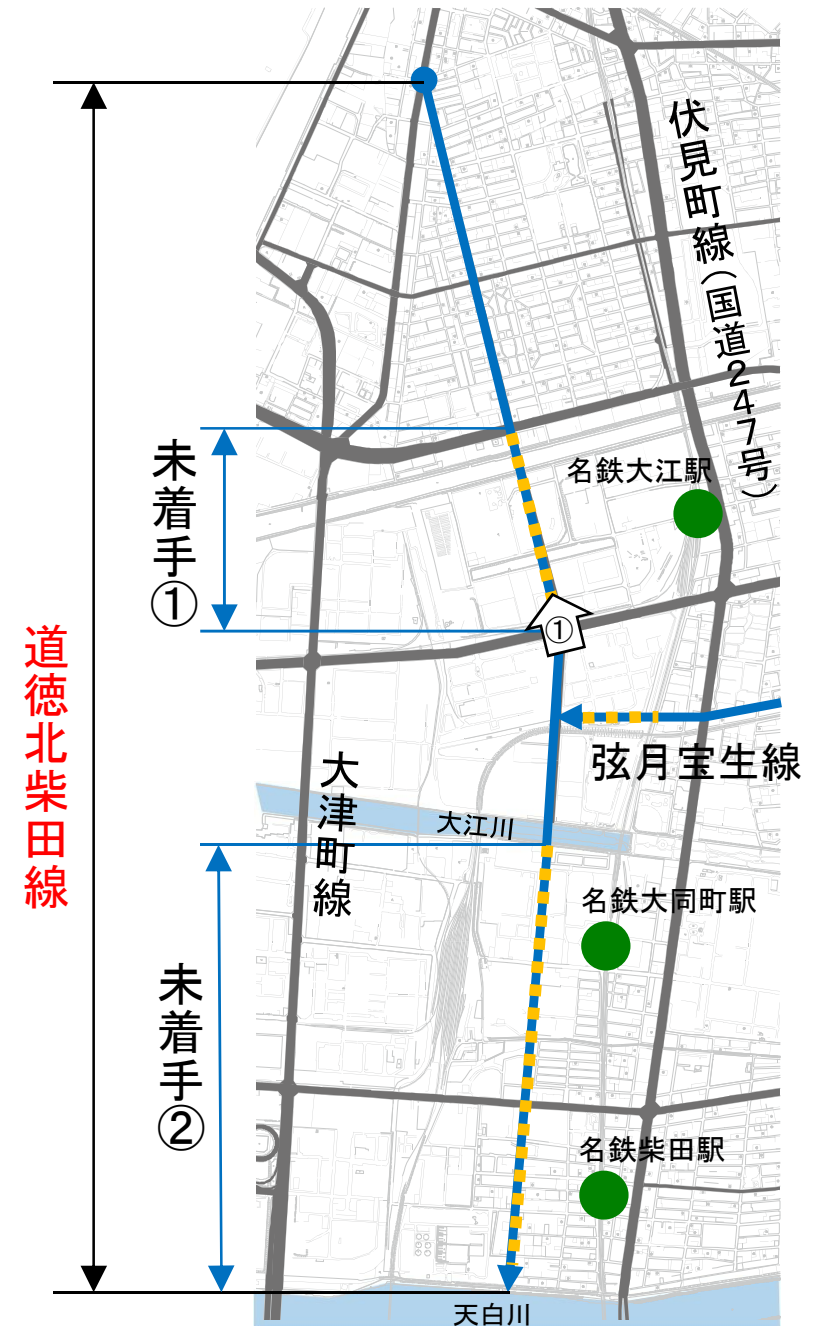
(南区滝春町～元柴田東町4丁目)

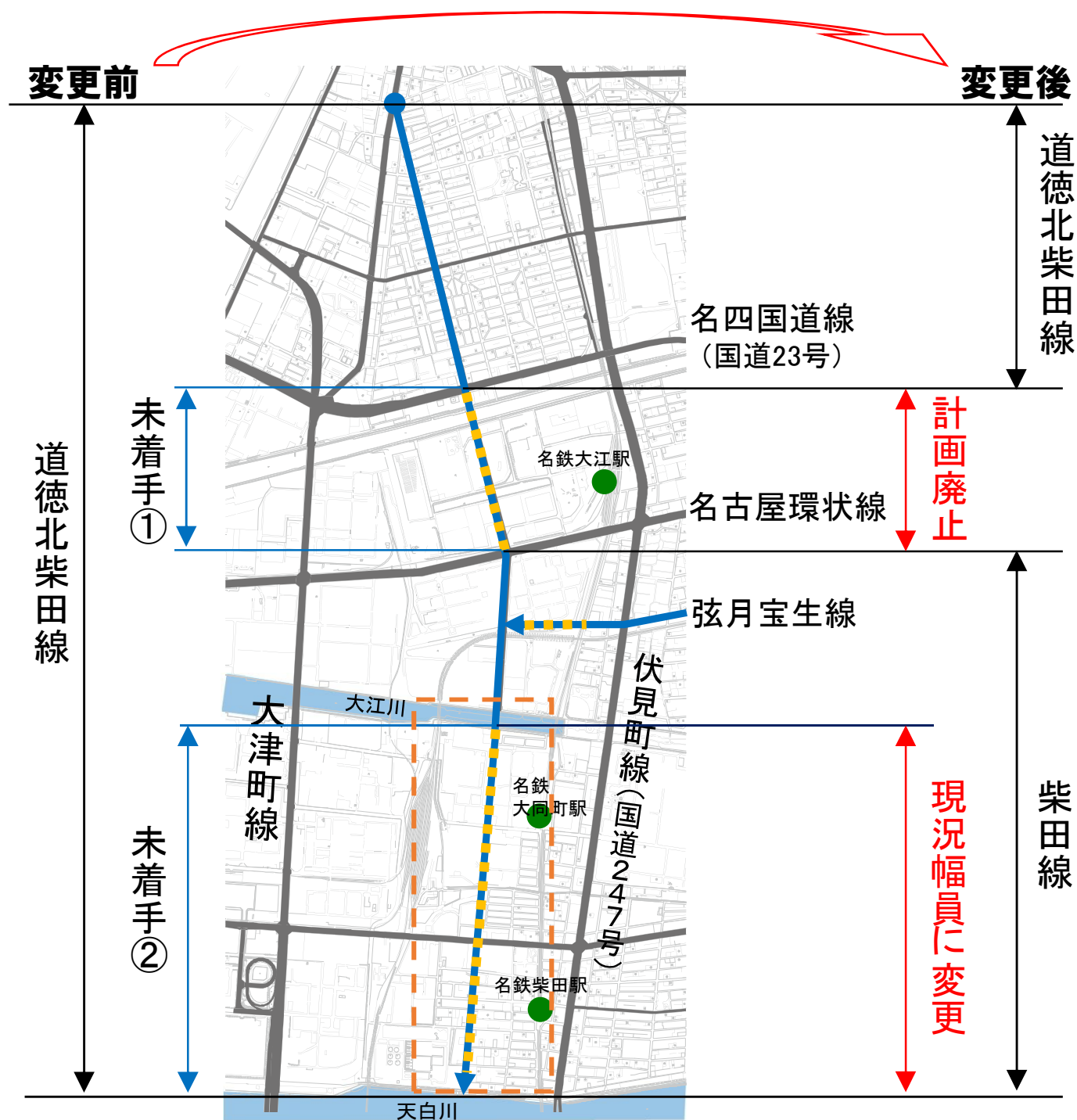
○第2次整備プログラム (平成29年3月策定)

区間①：「廃止候補路線」

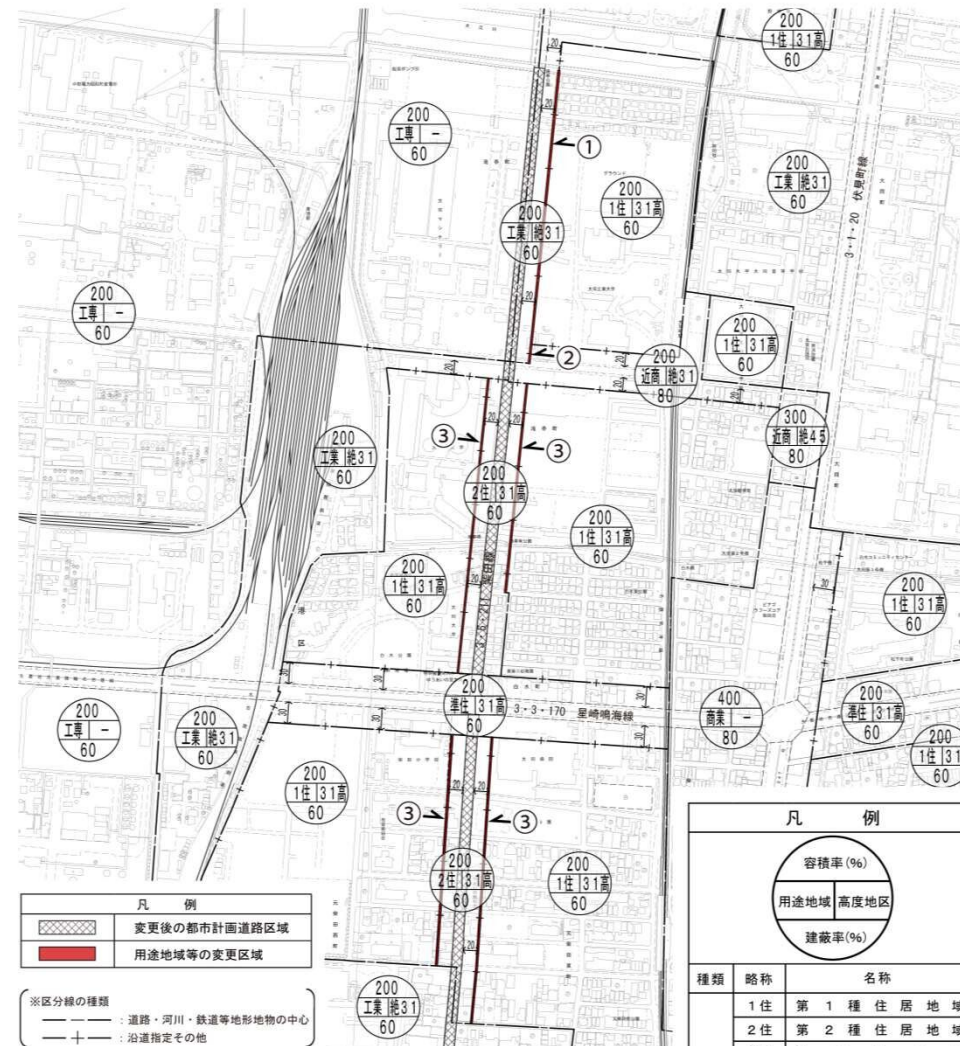
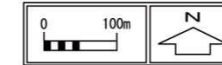


区間②：「変更候補路線」





参考図 ⑧
(その2)



用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前			変更後		
	用途地域	容積率・ 建蔽率	高度地区	用途地域	容積率・ 建蔽率	高度地区
①	工業地域	200% 60%	絶対高 31m高度地区	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区
②	工業地域	200% 60%	絶対高 31m高度地区	近隣商業地域	200% 80%	絶対高 31m高度地区
③	第2種住居地域	200% 60%	31m高度地区	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区

凡 例		
種類	略称	名称
用途 地域	1住	第 1 種 住 居 地 域
	2住	第 2 種 住 居 地 域
	準住	準 住 居 地 域
	近商	近 隣 商 業 地 域
	商業	商 業 地 域
	工業	工 業 地 域
高度 地区	工専	工 業 専 用 地 域
	31高	3 1 m 高 度 地 域
	絶31	絶 対 高 3 1 m 高 度 地 域
	絶45	絶 対 高 4 5 m 高 度 地 域
		— (高度地区の指定なし)

都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

1 意見書の提出状況

意見書提出期間	平成30年5月8日 ～ 平成30年5月22日
意見書提出数	2通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

(1) 都市計画の変更について

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・第2次整備プログラムで「計画の廃止」と位置付けた30箇所、「現況幅員等への計画の変更」と位置付けた21箇所は、直ちに都市計画手続きを進めてほしい。 ・平成17年度に策定した「未着手都市計画道路の整備方針」において「計画の廃止」等としながら、未だに都市計画変更ができていない路線がある。速やかに関係住民へ状況説明等をしてほしい。	・第2次整備プログラムでは、51箇所における見直しの方向性を「今後整備しない路線」と位置付けており、そのうち、24箇所について、今回、地元説明等を実施し、都市計画手続きを進めております。その他の27箇所については、今後、関係機関等と調整した上で、出来るだけ速やかに地元説明等を実施していきたいと考えております。

(2) その他の要望事項について

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・今後整備しない路線の現況道路は、生活道路として交通安全を確保できるようにしてほしい。 ・今後整備する路線は、環境予測や関係住民への説明を行い、理解を得てほしい。 ・弥富相生山線(相生山緑地部分)について、一車線相当の園路を通す案が検討されていることを危惧している。早く廃止の都市計画決定をしてほしい。	・現況道路の安全対策については、必要に応じて、関係機関等と調整を行いつつ、検討していきたいと考えております。 ・都市計画道路の整備にあたっては、関係法令等に基づき、各種地元説明会等を開催していきたいと考えております。 ・弥富相生山線(天白区菅田三丁目～天白町大字野並)については、平成26年度に設置した『世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議』にて検討が進められております。今後、説明会等行い、諸課題等が整理された段階において、都市計画の手続きを進めていきたいと考えております。